

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲（以下、「事業実施想定区域周辺」）における自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献及びその他の資料より情報を収集した。

なお、事業実施想定区域周辺は泉大津市、忠岡町、岸和田市及びその北西側前面海域とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 水環境

(1) 水象

1) 潮位

阪南港における潮位図を図 3.1-1 に示す。

O.P+4.70	H.H.W.L.(計画対象潮位)
O.P+4.00	既往最高潮位 1961・9・16(第二室戸台風)
O.P+2.10	H.W.L.(朔望平均満潮位)
O.P+1.45	M.S.L.(平均水面)
O.P+1.30	T.P(東京湾平均海面)
O.P+0.35	L.W.L.(朔望平均干潮位)
O.P±0.00	O.P(大阪湾最低潮位)

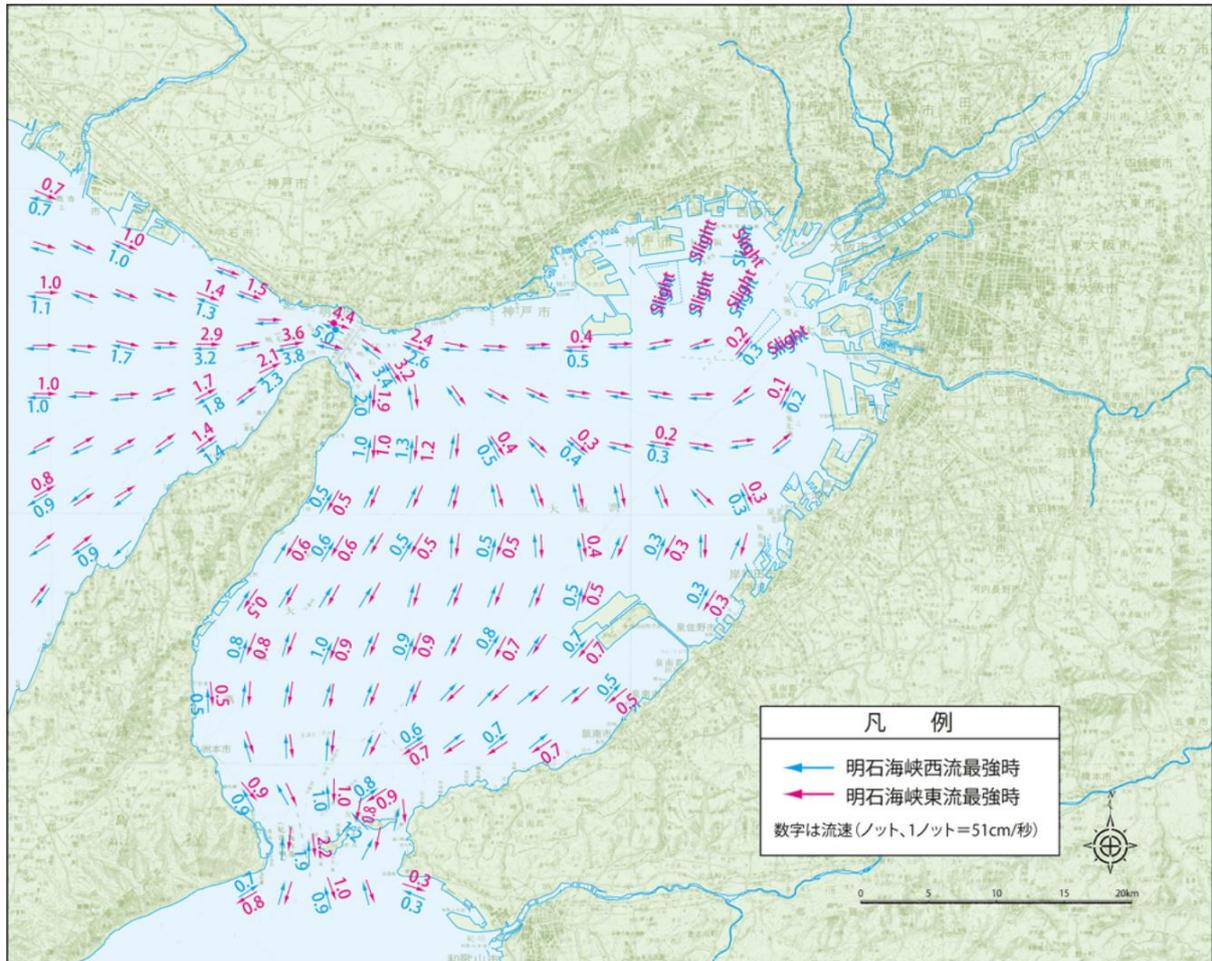
「阪南港港湾計画（平成 28 年 12 月軽易な変更）」（大阪府）より引用

図 3.1-1 潮位図

2) 潮流

大阪湾における平均大潮期の流況図を図 3.1-2 に示す。

事業実施想定区域周辺における流向は、明石海峡東流最強時には沿岸地形に沿った南西流、明石海峡西流最強時には北東流となっている。また、流速は明石海峡東流最強時、明石海峡西流最強時ともに 0.3 ノット程度（15cm/s 程度）となっている。



「大阪湾環境データベース」（国土交通省近畿地方整備局ホームページ）より引用
（「大阪湾及播磨灘潮流図」（海上保安庁、平成 17 年 3 月）より作成）

図 3.1-2 平均大潮期の流況図

3) 河川及び湖沼

事業実施想定区域周辺の主な河川の位置は図 3.1-3 のとおりである。

主な河川として二級河川の大津川や春木川等が存在する。なお、一級河川は存在しない。

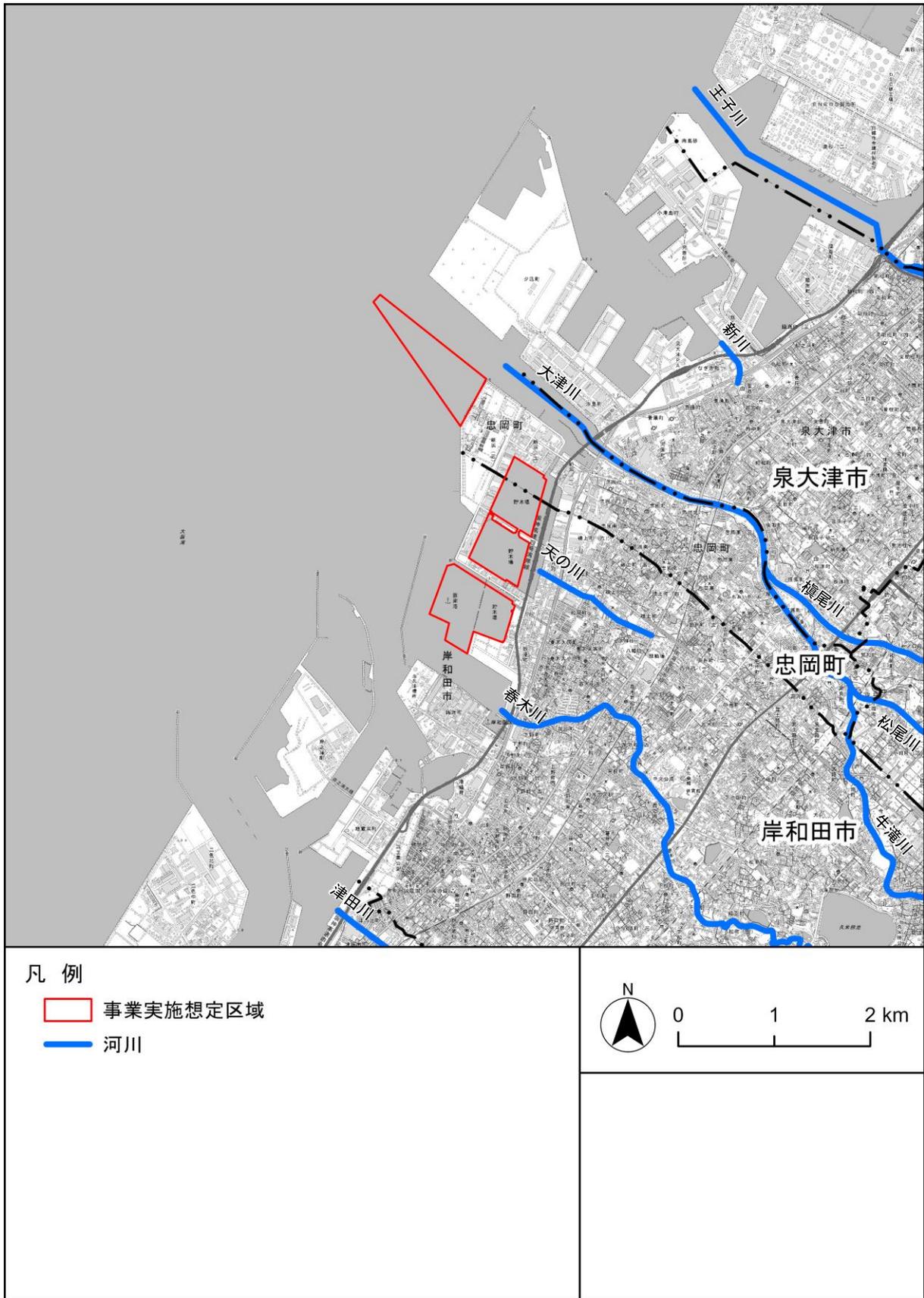


図 3.1-3 主な河川

(2) 水質

1) 水質汚濁に係る公害苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情の発生状況は表 3.1-1 のとおりである。

水質汚濁に係る公害苦情は平成 30 年度～令和 4 年度に泉大津市で 20 件、岸和田市で 33 件発生している。

表 3.1-1 水質汚濁に係る公害苦情の発生状況（平成 30 年度～令和 4 年度）

（単位：件）

市・町 \ 年	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
泉大津市	1	4	8	4	3
忠岡町	—	—	—	—	—
岸和田市	10	5	5	8	5

注：1. 各市・町全体での発生件数を示す。

2. 「—」はデータが公開されていないことを示す。

「泉大津市の環境 令和元年～令和 5 年度」（泉大津市、令和 2 年～令和 5 年）

「令和 4 年度 岸和田市環境白書」（岸和田市、令和 6 年）より作成

2) 水質測定結果

① 海域

事業実施想定区域周辺では海域の水質の測定が図 3.1-4 に示す7地点で行われており、測定項目は表 3.1-2 のとおりである。

表 3.1-2 海域の水質の測定項目（令和5・6年度）

調査の区分	図中番号	測定地点	類型				測定項目													
			一般項目	全窒素及び全リン	全亜鉛等	底層溶存酸素量 [底層 DO]	生活環境項目											健康項目	ダイオキシン類	
							一般項目				全窒素 [T-N]	全リン [T-P]	底層溶存酸素量 [底層 DO]	全亜鉛等						
							水素イオン濃度 [pH]	溶存酸素量 [DO]	化学的酸素要求量 [COD]	ノルマルヘキサン抽出物質				全亜鉛	ノニルフェノール	LAS				
公共用水域水質測定	1	B-4	B類型	Ⅲ類型	生物A	生物3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	C-5	C類型	Ⅳ類型	生物特A	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
阪南2区整備事業環境調査	3	St.1	C類型	Ⅳ類型	生物特A	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	St.2	C類型	Ⅳ類型	生物特A	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	St.3	C類型	Ⅳ類型	生物特A	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	St.4	C類型	Ⅳ類型	生物特A	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
貯木場内の現地調査	7	—	C類型	Ⅳ類型	生物A	生物3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

2. 底層溶存酸素量[底層 DO]については、環境基準点の設定は行われていない（令和6年11月時点）。

3. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）

「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（4～3月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和6年8月閲覧）

「大阪港湾局資料」より作成

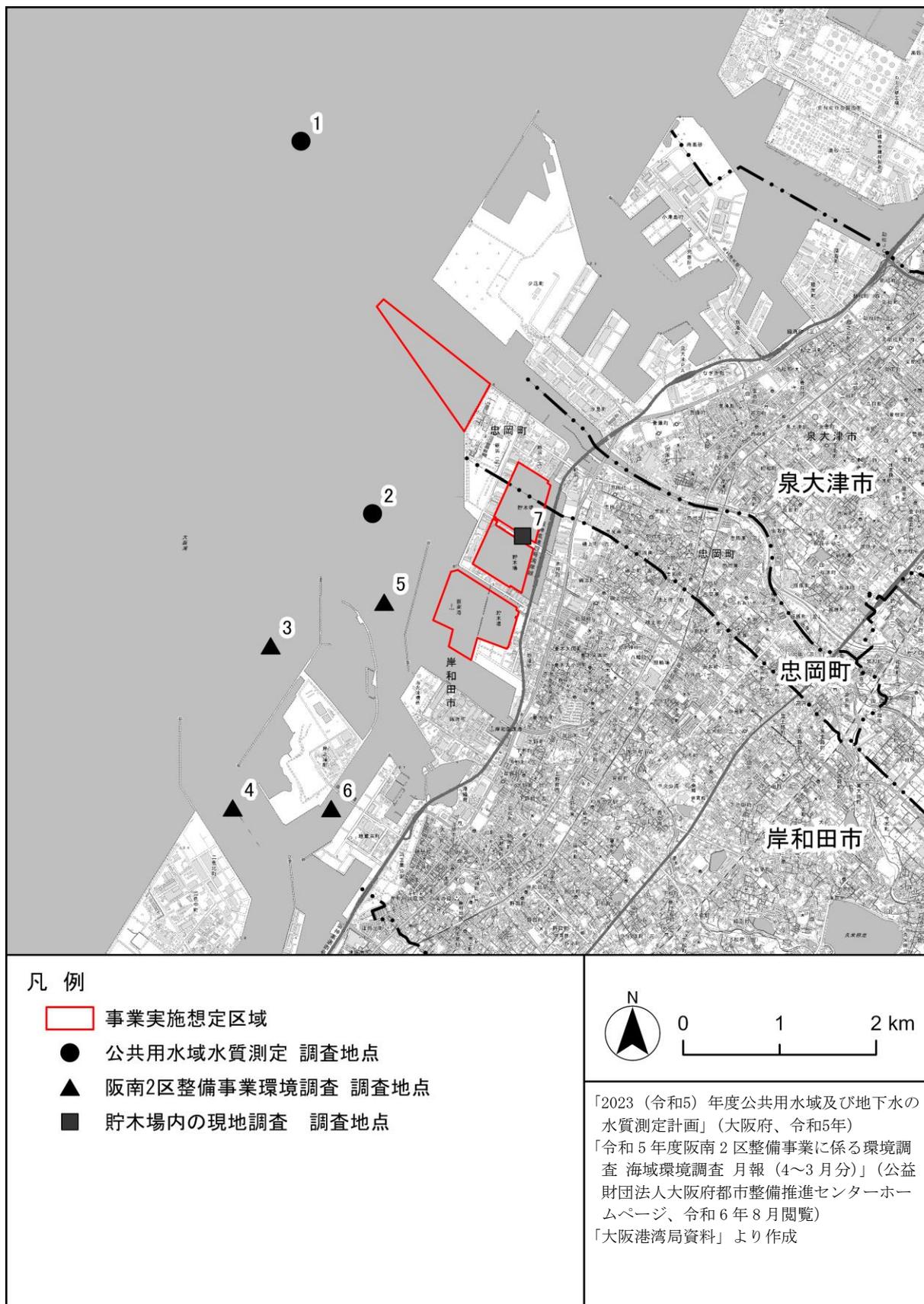


図 3.1-4 海域の水質測定地点の位置

a. 公共用水域水質測定（環境基準点）

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

公共用水域水質測定による事業実施想定区域周辺での海域の水質測定結果（生活環境項目）は表 3.1-3 のとおりである。

また、令和元年度～令和 5 年度における COD、T-N、T-P 及び底層 DO の経年変化は図 3.1-5～図 3.1-8 のとおりであり、いずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。

表 3.1-3 海域の水質測定結果（生活環境項目、令和 5 年度）

図中 番号	測定 地点	類型	pH				DO (mg/L)				
			最小	最大	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	B-4	B 類型	7.9	8.7	6/24	7.8 以上 8.3 以下	2.8	15	8.2	4/24	5 以上
2	C-5	C 類型	7.9	8.7	5/24	7.0 以上 8.3 以下	1.0	14	7.9	1/24	2 以上

図中 番号	測定 地点	類型	COD (mg/L)						ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)				
			最小	最大	75%値	平均	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	B-4	B 類型	1.9	5.0	3.2	2.9	5/12	3 以下	ND	ND	ND	0/12	検出されないこと
2	C-5	C 類型	1.8	5.3	2.8	2.8	0/12	8 以下	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	-

図中 番号	測定 地点	類型	T-N (mg/L)					T-P (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	B-4	Ⅲ類型	0.22	1.1	0.35	1/12	0.6 以下	0.024	0.14	0.040	1/12	0.05 以下
2	C-5	Ⅳ類型	0.19	0.61	0.31	0/12	1 以下	0.021	0.089	0.037	0/12	0.09 以下

図中 番号	測定 地点	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	B-4	生物 A	0.002	0.004	0.003	0/4	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.001 以下
2	C-5	生物特 A	0.002	0.005	0.003	0/4	0.01 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.0007 以下

図中 番号	測定 地点	類型	LAS (mg/L)					底層 DO (mg/L)					
			最小	最大	平均	m/n	環境基準値	類型	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	B-4	生物 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.01 以下	生物 3	2.5	9.2	6.3	0/12	2.0 以上
2	C-5	生物特 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006 以下	—	1.2	9.3	5.9	-/12	—

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

2. T-N、T-P、全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS は表層（海面下 1m 層）、底層 DO は最下層（海底面上 1m 層）、COD は全層平均（表層：海面下 1m 層と底層：海底面上 2m 層の平均値）、その他の項目は全層（表層：海面下 1m 層、底層：海底面上 2m 層）におけるデータを示す。

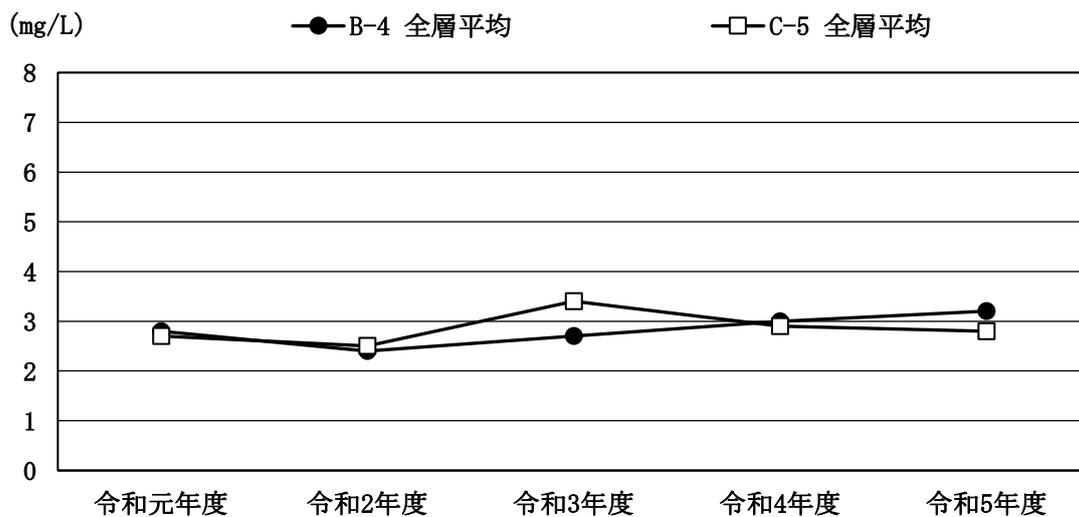
3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

4. 類型の欄の「—」は環境基準の類型が指定されていないこと、また、環境基準値の欄の「—」は環境基準値が設定されていないことを示す。

5. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

6. 底層 DO は環境基準達成可否の評価方法が決定していないため参考として示す。

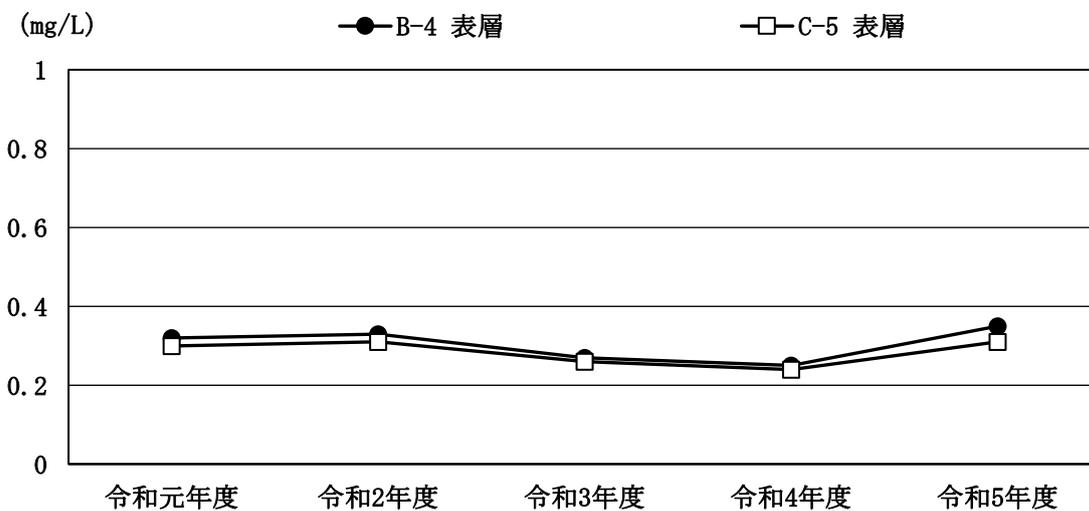
「令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成



注：全層平均は表層（海面下 1m 層）と底層（海底面上 2m 層）の平均値を示す。

「令和元年度～令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成

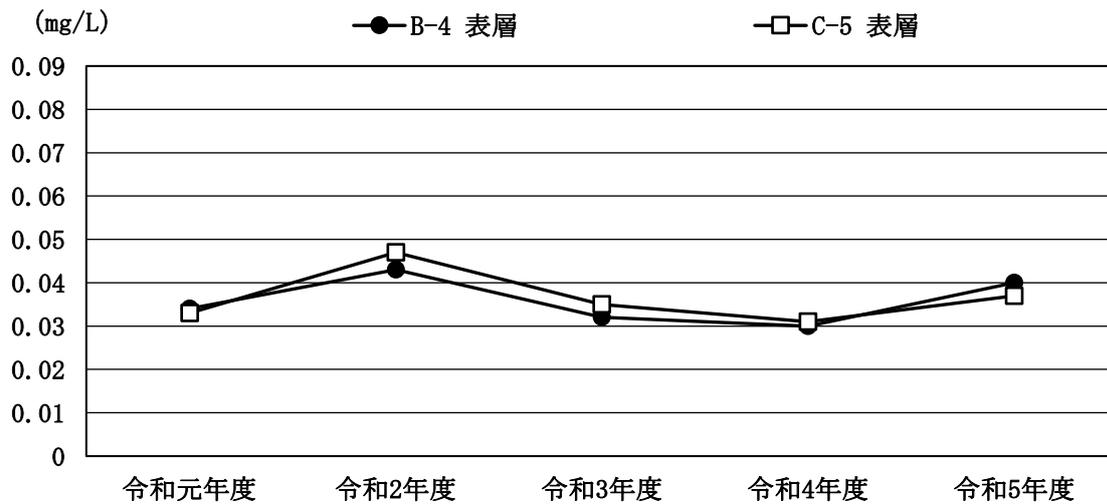
図 3.1-5 COD（年 75%値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）



注：表層は海面下 1m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成

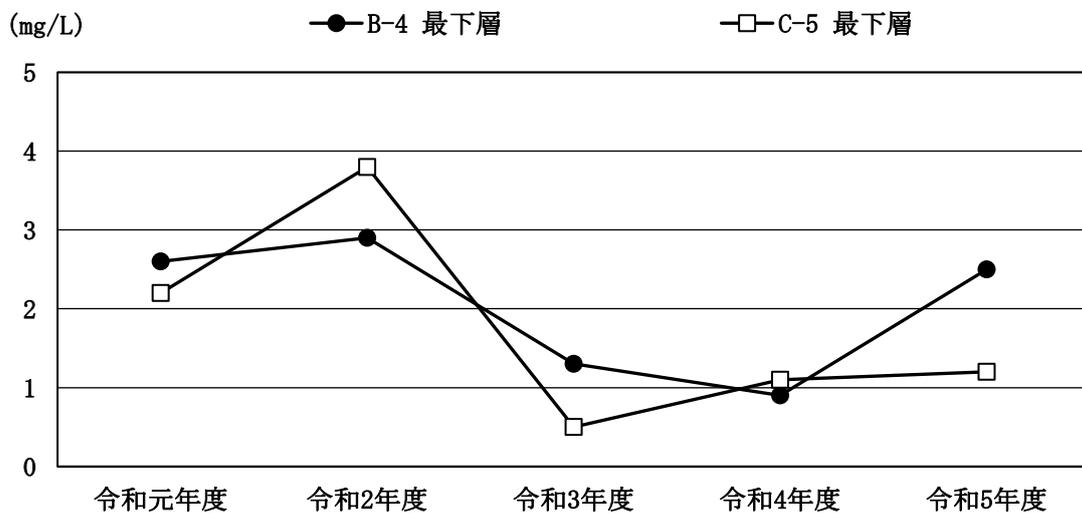
図 3.1-6 T-N（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）



注：表層は海面下 1m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成

図 3.1-7 T-P（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）



注：1. 最下層は海底面上 1m 層を示す。

2. 底層 D0 は環境基準達成可否の評価方法が決定していないため参考として示す。

「令和元年度～令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成

図 3.1-8 底層 D0（年最低値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

事業実施想定区域周辺での海域の水質測定結果（健康項目）は表 3.1-4 のとおりである。

いずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。

表 3.1-4 (1) 海域の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	カドミウム (mg/L) [0.003mg/L以下]		全シアン (mg/L) [検出されないこと]		鉛 (mg/L) [0.01mg/L以下]		六価クロム (mg/L) [0.02mg/L以下]		砒素 (mg/L) [0.01mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	B-4	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2
2	C-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図中 番号	測定地点	総水銀 (mg/L) [0.0005mg/L以下]		アルキル水銀 (mg/L) [検出されないこと]		PCB (mg/L) [検出されないこと]		ジクロロ メタン (mg/L) [0.02mg/L以下]		四塩化炭素 (mg/L) [0.002mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	B-4	<0.0005	0/2	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2
2	C-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図中 番号	測定地点	1,2- ジクロロ エタン (mg/L) [0.004mg/L以下]		1,1- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.1mg/L以下]		シス-1,2- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.04mg/L以下]		1,1,1- トリクロロ エタン (mg/L) [1mg/L以下]		1,1,2- トリクロロ エタン (mg/L) [0.006mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	B-4	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2
2	C-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

2. []内は環境基準値を示す。

3. 「-」は調査が行われていないこと、「ND」は定量限界値未満を示す。

4. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

5. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）
より作成

表 3.1-4 (2) 海域の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロロ エチレン (mg/L)		1,3- ジクロロ プロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)	
		[0.01mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.002mg/L以下]		[0.006mg/L以下]		[0.003mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	B-4	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2
2	C-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図中 番号	測定地点	チオベン カルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		1,4- ジオキサン (mg/L)	
		[0.02mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[10mg/L以下]		[0.05mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	B-4	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.10	0/12	<0.005	0/2
2	C-5	-	-	-	-	-	-	0.18	0/12	-	-

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。
 2. []内は環境基準値を示す。
 3. 「-」は調査が行われていないことを示す。
 4. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）
 より作成

(c) ダイオキシン類

事業実施想定区域周辺での海域の水質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-5 のとおりであり、環境基準値を下回っている。

表 3.1-5 海域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中 番号	測定地点	測定値	環境基準値
1	B-4	0.031	1以下

注：図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

b. 阪南2区整備事業環境調査

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

阪南2区整備事業環境調査による海域の水質測定結果（生活環境項目）は表3.1-6のとおりである。

また、令和元年度～令和5年度におけるCOD、T-N、T-P及び底層DOの経年変化は図3.1-9～図3.1-12のとおりであり、いずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。

表3.1-6 海域の水質測定結果（生活環境項目、令和5年度）

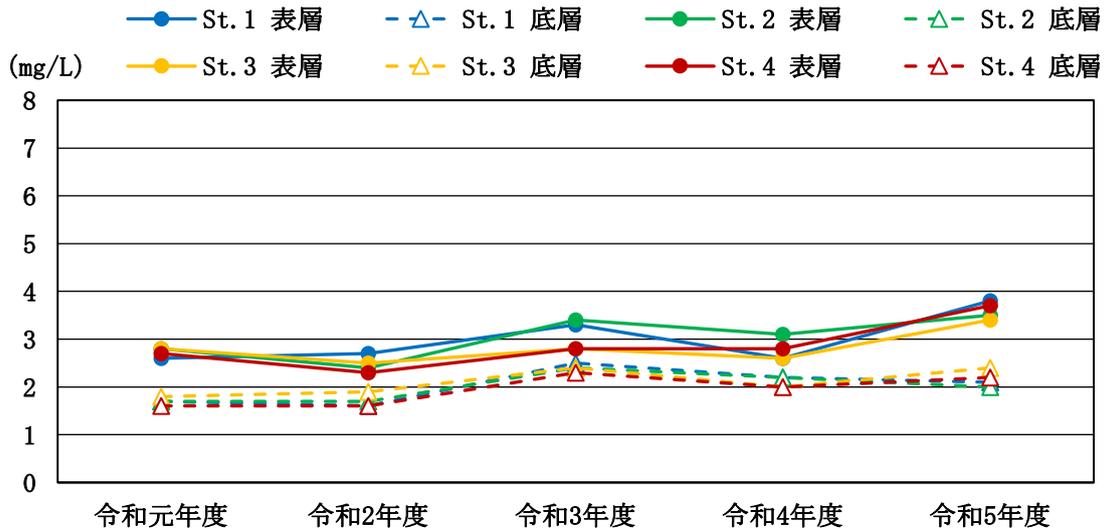
図中 番号	測定 地点	類型	層	pH				DO (mg/L)				
				最小	最大	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
3	St.1	C類型	表層	8.1	8.6	3/12	7.0以上 8.3以下	7.7	10	8.9	0/12	2以上
			底層	7.7	8.1	0/12		1.4	8.7	5.6	1/12	
4	St.2	C類型	表層	8.0	8.4	2/12		6.2	11	8.4	0/12	
			底層	7.6	8.1	0/12		0.6	8.8	5.4	1/12	
5	St.3	C類型	表層	8.0	8.5	4/12		5.4	11	8.4	0/12	
			底層	7.7	8.1	0/12		2.1	8.7	6.1	0/12	
6	St.4	C類型	表層	8.0	8.5	2/12		6.4	11	8.4	0/12	
			底層	7.7	8.1	0/12		0.6	8.8	5.2	3/12	

図中 番号	測定 地点	類型	層	COD (mg/L)					環境基準値
				最小	最大	75%値	平均	m/n	
3	St.1	C類型	表層	1.4	4.8	3.8	2.9	0/12	8以下
			底層	1.3	2.7	2.1	1.9	0/12	
4	St.2	C類型	表層	1.2	5.4	3.5	2.9	0/12	
			底層	1.2	2.6	2.0	1.8	0/12	
5	St.3	C類型	表層	1.2	4.6	3.4	2.7	0/12	
			底層	1.2	3.0	2.4	2.0	0/12	
6	St.4	C類型	表層	1.3	4.5	3.7	2.7	0/12	
			底層	1.2	2.5	2.2	1.8	0/12	

図中 番号	測定 地点	類型	層	T-N (mg/L)				環境基準値	T-P (mg/L)				
				最小	最大	平均	m/n		最小	最大	平均	m/n	環境基準値
3	St.1	IV類型	表層	0.28	0.51	0.41	0/12	1以下	0.025	0.053	0.035	0/12	0.09以下
			底層	0.26	0.41	0.34	0/12		0.024	0.053	0.035	0/12	
4	St.2	IV類型	表層	0.33	0.48	0.41	0/12		0.029	0.058	0.037	0/12	
			底層	0.28	0.44	0.36	0/12		0.026	0.068	0.040	0/12	
5	St.3	IV類型	表層	0.28	0.53	0.42	0/12		0.026	0.047	0.034	0/12	
			底層	0.30	0.50	0.37	0/12		0.026	0.052	0.035	0/12	
6	St.4	IV類型	表層	0.28	0.52	0.40	0/12		0.028	0.046	0.036	0/12	
			底層	0.31	0.50	0.41	0/12		0.030	0.078	0.044	0/12	

- 注：1. 図中番号は、図3.1-4の番号に対応する。
 2. 表層は海面下1m層、底層は海底面上2m層を示す。
 3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

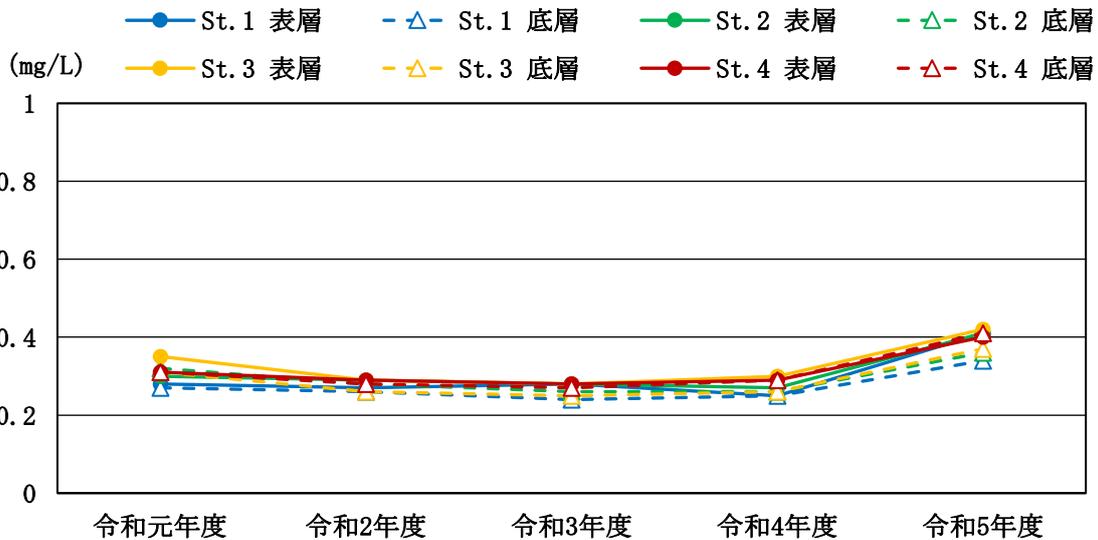
「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（4～3月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和6年8月閲覧）より作成



注：表層は海面下 1m 層、底層は海底面上 2m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（4～3 月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

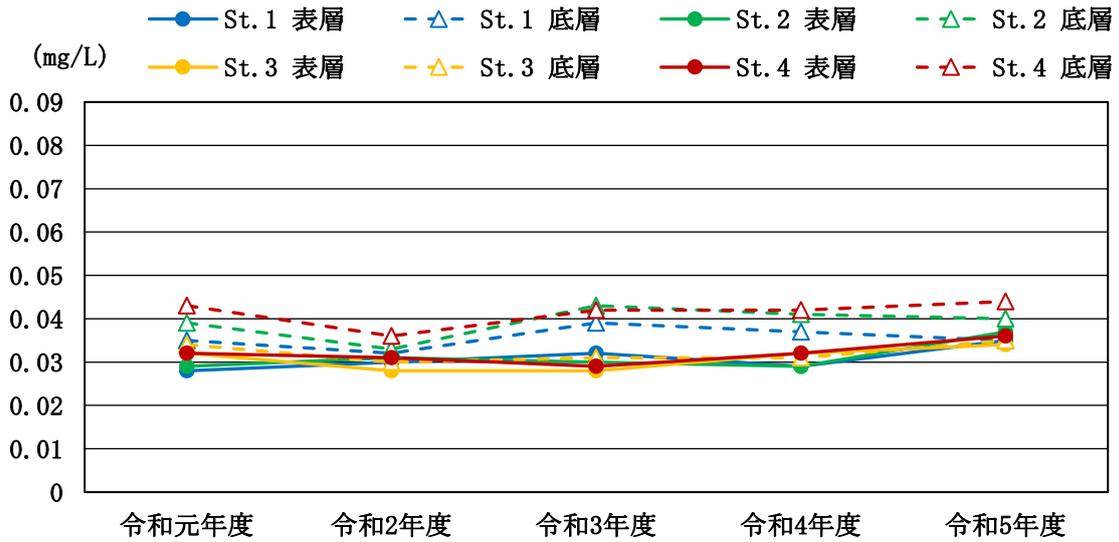
図 3.1-9 COD（年 75%値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）



注：表層は海面下 1m 層、底層は海底面上 2m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（4～3 月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

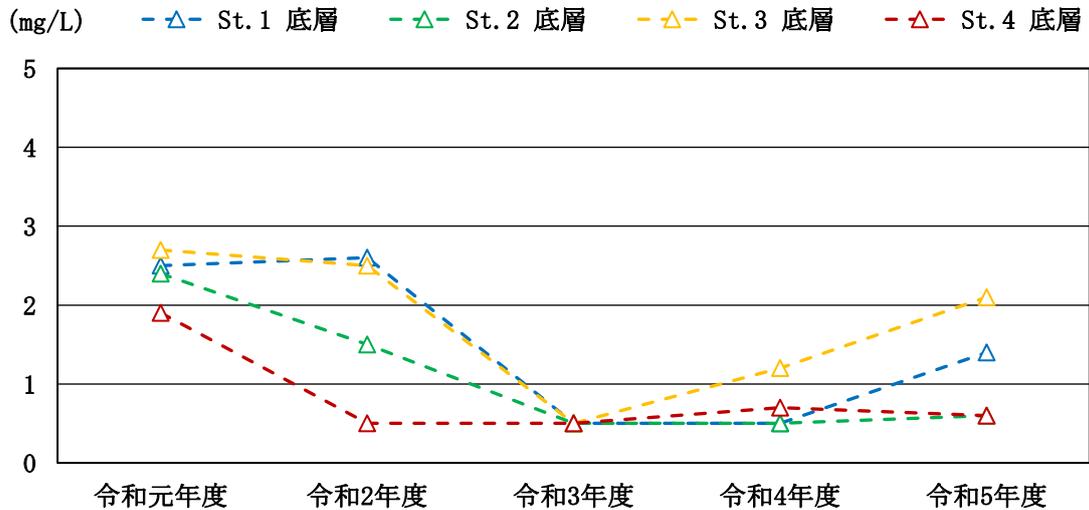
図 3.1-10 T-N（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）



注：表層は海面下 1m 層、底層は海底面上 2m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報 (4～3 月分)」(公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧) より作成

図 3.1-11 T-P (年平均値) の経年変化 (令和元年度～令和 5 年度)



注：底層は海底面上 2m 層を示す。

「令和元年度～令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報 (4～3 月分)」(公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧) より作成

図 3.1-12 底層 D0 (年最低値) の経年変化 (令和元年度～令和 5 年度)

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

阪南2区整備事業環境調査による海域の水質測定結果（健康項目）は表 3.1-7 のとおりである。

いずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。

表 3.1-7 (1) 海域の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	カドミウム (mg/L)		全シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		砒素 (mg/L)	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
3	St.1	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2
4	St.2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2
5	St.3	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2
6	St.4	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2

図中 番号	測定地点	総水銀 (mg/L)		アルキル水銀 (mg/L)		PCB (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
3	St.1	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2
4	St.2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2
5	St.3	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2
6	St.4	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2

図中 番号	測定地点	1,2- ジクロロ エタン (mg/L)		1,1- ジクロロ エチレン (mg/L)		シス-1,2- ジクロロ エチレン (mg/L)		1,1,1- トリクロロ エタン (mg/L)		1,1,2- トリクロロ エタン (mg/L)	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
3	St.1	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2
4	St.2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2
5	St.3	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2
6	St.4	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

2. []内は環境基準値を示す。

3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

4. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8月分、2月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和6年8月閲覧）より作成

表 3.1-7 (2) 海域の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロロ エチレン (mg/L)		1,3- ジクロロ プロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)	
		[0.01mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.002mg/L以下]		[0.006mg/L以下]		[0.003mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
3	St.1	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2
4	St.2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2
5	St.3	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2
6	St.4	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2

図中 番号	測定地点	チオベン カルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		
		[0.02mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[10mg/L以下]		
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	硝酸性窒素 最大	亜硝酸性窒素 最大	m/n
3	St.1	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.13	<0.04	0/2
4	St.2	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.13	<0.04	0/2
5	St.3	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.13	<0.04	0/2
6	St.4	<0.002	0/2	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.14	<0.04	0/2

図中 番号	測定地点	1,4- ジオキサン (mg/L)	
		[0.05mg/L以下]	
		最大	m/n
3	St.1	<0.005	0/2
4	St.2	<0.005	0/2
5	St.3	<0.005	0/2
6	St.4	<0.005	0/2

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。
 2. []内は環境基準値を示す。
 3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8月分、2月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和6年8月閲覧）より作成

(c) ダイオキシン類

阪南2区整備事業環境調査による海域の水質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-8 のとおりである。

いずれの測定地点も環境基準値を下回っている。

表 3.1-8 海域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中 番号	測定地点	年平均値	環境基準値
3	St. 1	0.068	1 以下
4	St. 2	0.068	
5	St. 3	0.069	
6	St. 4	0.070	

注：図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8月分、1月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和6年8月閲覧）より作成

c. 貯木場内

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

貯木場内で実施した水質測定結果（生活環境項目）は表 3.1-9 のとおりである。

表 3.1-9 海域の水質測定結果（生活環境項目、令和 6 年度）

図中 番号	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)		
		測定値	m/n	環境基準値	測定値	m/n	環境基準値	測定値	m/n	環境基準値
7	C 類型	8.1	0/1	7.0 以上 8.3 以下	7.1	0/1	2 以上	4.5	0/1	8 以下

図中 番号	類型	T-N (mg/L)			T-P (mg/L)		
		測定値	m/n	環境基準値	測定値	m/n	環境基準値
7	IV 類型	0.35	0/1	1 以下	0.052	0/1	0.09 以下

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。
 2. 1/2 水深（海面下約 1.5m）におけるデータを示す。
 3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。
 4. 令和 6 年 10 月 2 日に実施された調査の結果を示す。

「大阪港湾局資料」より作成

② 河川

事業実施想定区域周辺では河川の水質の測定が図 3.1-13 に示す 8 地点で行われており、測定項目は表 3.1-10 のとおりである。

表 3.1-10 河川の水質測定項目（令和 5 年度）

図中番号	測定地点	類型		測定項目											
				生活環境項目										健康項目	ダイオキシン類
		一般項目	全亜鉛等	一般項目					全窒素 [T-N]	全リン [T-P]	全亜鉛等				
				水素イオン濃度 [pH]	溶存酸素量 [DO]	生物化学的酸素要求量 [BOD]	浮遊物質 [SS]	大腸菌数			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS		
1	河口水門	-	-	●	●	●	●		●	●	●			●	
2	大津川橋	C	生物 B	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
3	高津取水口	B	生物 B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4	繁和橋	B	生物 B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	新緑田橋	B	生物 B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6	高橋	A	生物 B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7	春木橋	C	生物 B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	昭代橋	D	-	●	●	●	●		●	●	●			●	●

注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

2. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和 5 年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和 6 年 9 月閲覧）より作成

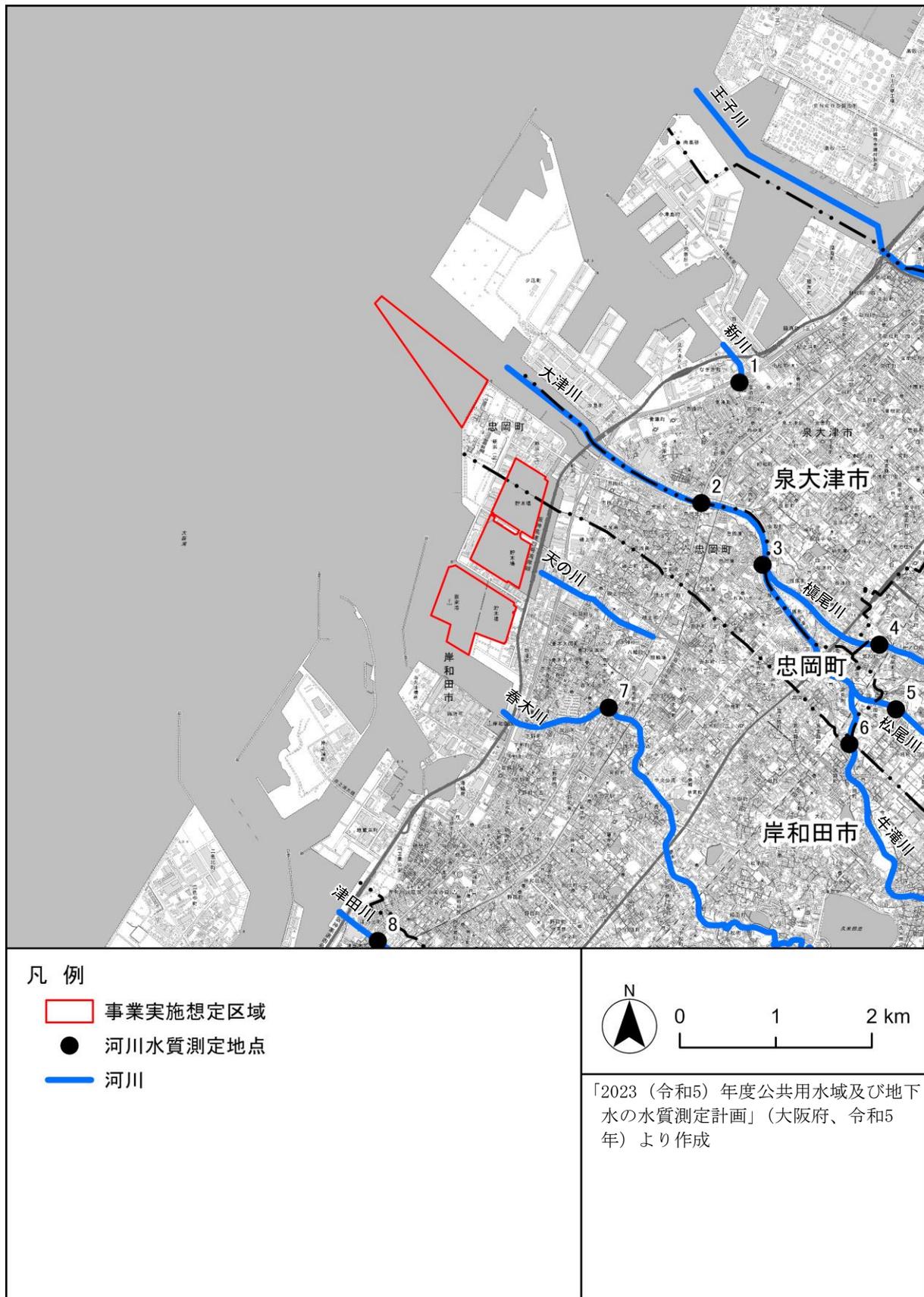


図 3.1-13 河川の水質測定地点の位置

a. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

事業実施想定区域周辺での河川の水質測定結果（生活環境項目）は表 3.1-11 のとおりである。

表 3.1-11 (1) 河川の水質測定結果（生活環境項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	類型	pH				DO (mg/L)				
			最小	最大	m/n	環境基準値	最小	最大	平均	m/n	環境基準値
1	河口水門	-	7.4	8.7	-/8	-	11	13	12	-/4	-
2	大津川橋	C	6.8	8.9	4/24	6.5 以上 8.5 以下	8.9	14	11	0/12	5 以上
3	高津取水口	B	7.3	8.4	0/24		9.1	14	11	0/12	
4	繁和橋	B	7.3	9.6	6/24		9.9	19	13	0/12	
5	新緑田橋	B	7.5	9.3	6/24		8.8	13	11	0/12	
6	高橋	A	7.2	8.8	2/24		8.6	14	10	0/12	
7	春木橋	C	7.2	7.7	0/24		8.0	13	9.8	0/12	5 以上
8	昭代橋	D	7.3	9.0	3/24	6.0 以上 8.5 以下	9.1	12	10	0/12	2 以上

図中 番号	測定地点	類型	BOD (mg/L)					環境基準値
			最小	最大	75%値	平均	m/n	
1	河口水門	-	1.3	3.6	2.2	2.3	-/4	-
2	大津川橋	C	0.6	3.2	2.1	1.7	0/12	5 以下
3	高津取水口	B	0.7	3.5	1.9	1.7	1/12	3 以下
4	繁和橋	B	<0.5	2.1	1.9	1.5	0/12	
5	新緑田橋	B	1.4	2.8	2.2	2.0	0/12	
6	高橋	A	1.2	2.2	1.9	1.6	1/12	2 以下
7	春木橋	C	1.3	3.2	2.4	2.1	0/12	5 以下
8	昭代橋	D	1.3	12	8.0	6.1	3/12	8 以下

注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

2. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

3. 類型の欄の「-」は環境基準の類型が指定されていないこと、また、環境基準値の欄の「-」は環境基準値が設定されていないことを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）より作成

表 3.1-11 (2) 河川の水質測定結果 (生活環境項目、令和5年度)

図中 番号	測定地点	類型	SS (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)					
			最小	最大	平均	m/n	環境 基準値	最小	最大	平均	m/n	環境 基準値	
1	河口水門	-	1	9	4	-/4	-	-	-	-	-	-	-
2	大津川橋	C	2	20	6	0/12	50 以下	-	-	-	-	-	-
3	高津取水口	B	1	17	5	0/12	25 以下	2.6×10^1	1.4×10^3	3.1×10^2	1/12	1,000 以下	
4	繁和橋	B	1	17	5	0/12		1.1×10^1	1.0×10^3	3.0×10^2	0/12		
5	新緑田橋	B	1	12	6	0/12		1.3×10^1	1.4×10^3	4.1×10^2	1/12		
6	高橋	A	<1	9	2	0/12		1.0×10^2	1.2×10^3	3.8×10^2	4/12		300 以下
7	春木橋	C	1	12	6	0/12	50 以下	5.5×10^1	2.1×10^3	7.1×10^2	-/4	-	
8	昭代橋	D	5	30	13	0/12	100 以下	-	-	-	-	-	

図中 番号	測定地点	類型	T-N (mg/L)					T-P (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境 基準値	最小	最大	平均	m/n	環境 基準値
1	河口水門	-	1.8	2.7	2.3	-/2	-	0.21	0.36	0.29	-/2	-
2	大津川橋	-	1.3	1.5	1.4	-/4		0.080	0.20	0.13	-/4	
3	高津取水口	-	1.3	1.5	1.4	-/4		0.085	0.22	0.14	-/4	
4	繁和橋	-	0.90	1.7	1.4	-/4		0.044	0.15	0.075	-/4	
5	新緑田橋	-	0.75	1.4	1.1	-/4		0.054	0.082	0.067	-/4	
6	高橋	-	0.66	1.5	1.2	-/4		0.040	0.050	0.045	-/4	
7	春木橋	-	1.9	3.8	2.7	-/4		0.073	0.19	0.13	-/4	
8	昭代橋	-	2.2	4.4	2.9	-/4		0.25	0.75	0.43	-/4	

注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

2. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

3. 最小、最大、平均及びm/nの欄の「-」は調査が行われていないことを示す。

4. 類型の欄の「-」は環境基準の類型が指定されていないこと、また、環境基準値の欄の「-」は環境基準値が設定されていないことを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」(大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧)より作成

表 3.1-11 (3) 河川の水質測定結果 (生活環境項目、令和5年度)

図中 番号	測定地点	類型	全亜鉛 (mg/L)				環境基準値
			最小	最大	平均	m/n	
1	河口水門	-	0.020	0.020	0.020	-/1	-
2	大津川橋	生物B	0.006	0.011	0.009	0/4	0.03 以下
3	高津取水口	生物B	0.007	0.014	0.010	0/4	
4	繁和橋	生物B	0.004	0.008	0.007	0/4	
5	新緑田橋	生物B	0.007	0.016	0.012	0/4	
6	高橋	生物B	0.003	0.011	0.006	0/4	
7	春木橋	生物B	0.023	0.051	0.038	3/4	
8	昭代橋	-	0.016	0.023	0.020	-/2	-

図中 番号	測定地点	類型	ノニルフェノール (mg/L)				環境基準値
			最小	最大	平均	m/n	
1	河口水門	-	-	-	-	-	-
2	大津川橋	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.002 以下
3	高津取水口	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	
4	繁和橋	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	
5	新緑田橋	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	
6	高橋	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	
7	春木橋	生物B	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	
8	昭代橋	-	-	-	-	-	-

図中 番号	測定地点	類型	LAS (mg/L)				環境基準値
			最小	最大	平均	m/n	
1	河口水門	-	-	-	-	-	-
2	大津川橋	生物B	0.0011	0.0057	0.0034	0/2	0.05 以下
3	高津取水口	生物B	0.0006	0.0007	0.0007	0/2	
4	繁和橋	生物B	0.0009	0.0016	0.0013	0/2	
5	新緑田橋	生物B	<0.0006	0.0032	0.0019	0/2	
6	高橋	生物B	<0.0006	0.0050	0.0028	0/2	
7	春木橋	生物B	<0.0006	0.0097	0.0033	0/4	
8	昭代橋	-	-	-	-	-	-

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。
 2. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。
 3. 最小、最大、平均及びm/nの欄の「-」は調査が行われていないことを示す。
 4. 類型の欄の「-」は環境基準の類型が指定されていないこと、また、環境基準値の欄の「-」は環境基準値が設定されていないことを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」(大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧)
より作成

b. 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

事業実施想定区域周辺での河川の水質測定結果（健康項目）は表 3.1-12 のとおりである。

いずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。

表 3.1-12 (1) 河川の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	カドミウム (mg/L) [0.003mg/L以下]		全シアン (mg/L) [検出されないこと]		鉛 (mg/L) [0.01mg/L以下]		六価クロム (mg/L) [0.02mg/L以下]		砒素 (mg/L) [0.01mg/L以下]		総水銀 (mg/L) [0.0005mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	河口水門	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
2	大津川橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
3	高津取水口	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
4	繁和橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
5	新緑田橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
6	高橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
7	春木橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
8	昭代橋	<0.0003	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.01	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2

図中 番号	測定地点	アルキル水銀 (mg/L) [検出されないこと]		PCB (mg/L) [検出されないこと]		ジクロロ メタン (mg/L) [0.02mg/L以下]		四塩化炭素 (mg/L) [0.002mg/L以下]		1,2- ジクロロ エタン (mg/L) [0.004mg/L以下]		1,1- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.1mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	河口水門	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
2	大津川橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
3	高津取水口	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
4	繁和橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
5	新緑田橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
6	高橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
7	春木橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2
8	昭代橋	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2

注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

2. []内は環境基準値を示す。

3. 「-」は調査が行われていないこと、「ND」は定量限界値未満を示す。

4. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

5. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回することを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）より作成

表 3.1-12 (2) 河川の水質測定結果 (健康項目、令和5年度)

図中 番号	測定地点	シス-1,2- ジクロロ エチレン (mg/L) [0.04mg/L以下]		1,1,1- トリクロロ エタン (mg/L) [1mg/L以下]		1,1,2- トリクロロ エタン (mg/L) [0.006mg/L以下]		トリクロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		テトラクロロ エチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		1,3- ジクロロ プロペン (mg/L) [0.002mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	河口水門	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
2	大津川橋	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
3	高津取水口	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
4	繁和橋	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
5	新緑田橋	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
6	高橋	0.008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
7	春木橋	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1
8	昭代橋	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/1

図中 番号	測定地点	チウラム (mg/L) [0.006mg/L以下]		シマジン (mg/L) [0.003mg/L以下]		チオベン カルブ (mg/L) [0.02mg/L以下]		ベンゼン (mg/L) [0.01mg/L以下]		セレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10mg/L以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	河口水門	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.8	0/2
2	大津川橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.0	0/2
3	高津取水口	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.97	0/2
4	繁和橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.0	0/2
5	新緑田橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.73	0/2
6	高橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.90	0/2
7	春木橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.5	0/2
8	昭代橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.6	0/2

注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

2. []内は環境基準値を示す。

3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」(大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧)より作成

表 3.1-12 (3) 河川の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	ふっ素 (mg/L)		ほう素 (mg/L)		1,4- ジオキサン (mg/L)	
		[0.8mg/L 以下]		[1mg/L 以下]		[0.05mg/L 以下]	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	河口水門	0.29	0/2	0.41	0/2	<0.005	0/2
2	大津川橋	0.24	0/2	0.14	0/2	<0.005	0/2
3	高津取水口	0.24	0/2	0.14	0/2	<0.005	0/2
4	繁和橋	0.22	0/2	0.19	0/2	<0.005	0/2
5	新緑田橋	0.30	0/2	0.08	0/2	<0.005	0/2
6	高橋	0.48	0/2	0.06	0/2	<0.005	0/2
7	春木橋	0.19	0/2	0.06	0/2	<0.005	0/2
8	昭代橋	0.25	0/2	0.06	0/2	<0.005	0/2

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。
 2. []内は環境基準値を示す。
 3. 「m/n」は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）より作成

c. ダイオキシン類

事業実施想定区域周辺での河川の水質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-13 のとおりである。

いずれの測定地点も環境基準値を下回っている。

表 3.1-13 河川の水質測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中 番号	測定地点	年平均値	環境基準値
2	大津川橋	0.20	1 以下
8	昭代橋	0.84	

注：図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

(3) 底質

1) 海域

① 公共用水域水質測定（環境基準点）

a. 一般項目及び健康項目

公共用水域水質測定により事業実施想定区域周辺では海域の底質の測定が1地点で行われており、海域の底質測定結果（一般項目及び健康項目）は表 3.1-14 のとおりである。

表 3.1-14 底質の測定結果（一般項目及び健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定 地点	一般項目									
		pH (-)		CODsed (mg/g)		硫化物 (mg/g)		含水率 (%)		強熱減量 (%)	
		最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
1	B-4	7.9	7.9	24	34	0.47	0.58	68	70	8.7	9.1

図中 番号	測定 地点	一般項目						
		酸化還元電位 (mV)		総クロム (mg/kg)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/g)	全窒素 (mg/g)	全燐 (mg/g)
		最小	最大	最小	最大			
1	B-4	-465	-424	81	83	0.6*	2.4*	0.65*

図中 番号	測定 地点	健康項目						
		カドミウム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
1	B-4	0.82*	<0.1*	48*	12*	0.53*	<0.01*	0.07*

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

2. 「*」の値は令和5年8月22日に実施された調査の結果を示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）より作成

b. ダイオキシン類

事業実施想定区域周辺での海域の底質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-15 のとおりであり、環境基準値を下回っている。

表 3.1-15 底質の測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g）

図中 番号	測定地点	測定値	環境基準値
1	B-4	12	150 以下

注：図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

② 阪南 2 区整備事業環境調査

a. 一般項目及び健康項目

阪南 2 区整備事業環境調査による海域の底質測定結果（一般項目及び健康項目）は表 3.1-16 のとおりである。

表 3.1-16 底質の測定結果（一般項目及び健康項目、令和 5 年度）

図中 番号	測定 地点	一般項目									
		pH (-)		CODsed (mg/g)		硫化物 (mg/g)		含水率 (%)		強熱減量 (%)	
		最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
3	St.1	7.7	7.9	9.2	9.9	0.08	0.21	35.4	40.1	3.8	4.6
4	St.2	7.6	7.7	23	26	0.46	0.72	71.1	73.3	20.0	24.3
5	St.3	7.5	7.8	5.3	6.0	0.03	0.22	26.3	28.2	2.4	3.2
6	St.4	7.7	7.7	19	28	0.37	0.60	72.6	72.7	25.9	28.3

図中 番号	測定 地点	一般項目							
		酸化還元電位 (mV)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/g)		全窒素 (mg/g)		全磷 (mg/g)	
		最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
3	St.1	-282	-179	<0.5	<0.5	0.89	1.0	0.16	0.20
4	St.2	-249	-212	<0.5	<0.5	2.3	2.5	0.30	0.41
5	St.3	-172	13	<0.5	<0.5	0.49	0.78	0.13	0.13
6	St.4	-243	-214	<0.5	0.5	1.9	2.1	0.28	0.29

図中 番号	測定 地点	健康項目			
		総水銀 (mg/kg)		PCB (mg/kg)	
		最小	最大	最小	最大
3	St.1	0.16	0.16	<0.01	<0.01
4	St.2	0.16	0.17	<0.01	<0.01
5	St.3	0.06	0.07	<0.01	<0.01
6	St.4	0.12	0.15	<0.01	<0.01

注：図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

「令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8 月分、2 月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

b. ダイオキシン類

阪南 2 区整備事業環境調査による海域の底質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-17 のとおりである。

いずれの測定地点も環境基準値を下回っている。

表 3.1-17 底質の測定結果（ダイオキシン類、令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

図中 番号	測定地点	最小値	最大値	環境基準値
3	St.1	2.8	3.4	150 以下
4	St.2	11	12	
5	St.3	2.1	2.3	
6	St.4	10	13	

注：図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。

「令和 5 年度阪南 2 区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8 月分、1 月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

③ 貯木場内

a. 一般項目

貯木場内で実施した底質の測定結果（一般項目）は表 3.1-18 のとおりである。

表 3.1-18 底質の測定結果（一般項目、令和 6 年度）

図中 番号	一般項目						
	CODsed (mg/g)	硫化物 (mg/g)	含水率 (%)	強熱減量 (%)	酸化還元 電位 (mV)	全窒素 (mg/g)	全磷 (mg/g)
7	5.8	0.02	36	3.3	-90	0.99	0.27

注：1. 図中番号は、図 3.1-4 の番号に対応する。
2. 令和 6 年 10 月 2 日に実施された調査の結果を示す。

「大阪港湾局資料」より作成

2) 河川

① 一般項目及び健康項目

事業実施想定区域周辺での河川の底質測定結果（一般項目及び健康項目）は表 3.1-19 のとおりである。

表 3.1-19 底質の測定結果（一般項目及び健康項目、令和5年度）

図中 番号	測定地点	一般項目	健康項目	
		含水率 (%)	総水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
7	春木橋	5.1	<0.01	<0.01

注：図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府の水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）
より作成

② ダイオキシン類

事業実施想定区域周辺での河川の底質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-20 のとおりである。

いずれの測定地点も環境基準値を下回っている。

表 3.1-20 底質の測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g）

図中 番号	測定地点	測定値	環境基準値
2	大津川橋	0.35	150 以下
8	昭代橋	0.93	

注：図中番号は、図 3.1-13 の番号に対応する。

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

(4) 地下水

1) 地下水の水質

事業実施想定区域周辺では地下水の概況調査が4地点、継続監視調査が12地点で実施されている。

地下水の水質測定結果（健康項目）は表3.1-21のとおりである。

概況調査ではいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。継続監視調査では1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値を超過した測定地点がそれぞれ2地点ある。

表 3.1-21 地下水の水質測定結果（健康項目、令和5年度）

項目	泉大津市				忠岡町				岸和田市				環境基準値 (単位：mg/L)
	概況調査		継続監視調査		概況調査		継続監視調査		概況調査		継続監視調査		
	測定地点数	超過測定地点数	測定地点数	超過測定地点数	測定地点数	超過測定地点数	測定地点数	超過測定地点数	測定地点数	超過測定地点数	測定地点数	超過測定地点数	
カドミウム	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.003 以下
全シアン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	1	0	検出されないこと
鉛	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	1	0	0.01 以下
六価クロム	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.05 以下
砒素	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	1	0	0.01 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
総水銀	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	1	0	0.0005 以下
PCB	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.02 以下
四塩化炭素	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.002 以下
クロロエチレン	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	4	0	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	4	0	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	1	0	1	1	-	-	-	-	3	0	4	1	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	4	0	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	4	0	0.01 以下
テトラクロロエチレン	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	4	0	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.002 以下
チウラム	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.006 以下
シマジン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.003 以下
チオベンカルブ	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.02 以下
ベンゼン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.01 以下
セレン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	1	0	-	-	-	-	3	0	6	2	10 以下
ふっ素	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	1	0	0.8 以下
ほう素	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	1 以下
1,4-ジオキサン	1	0	-	-	-	-	-	-	3	0	-	-	0.05 以下

注：1. 「-」は調査が行われていないことを示す。

2. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回することを示す。

「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府の水質常時監視ポータルサイト、令和6年9月閲覧）

より作成

2) ダイオキシン類

事業実施想定区域周辺では地下水のダイオキシン類測定が1地点で実施されている。地下水の水質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-22 に示すとおりである。測定値は環境基準値を下回っている。

表 3.1-22 地下水の水質測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

測定地点	測定値	環境基準値
泉大津市東助松町	0.030	1以下

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

3.1.2 土壌及び地盤

(1) 土壌汚染

1) 土壌に係る環境の状況

事業実施想定区域周辺では土壌のダイオキシン類測定が1地点で実施されている。
土壌の測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-23 のとおりである。
測定値は環境基準値を下回っている。

表 3.1-23 土壌のダイオキシン類測定結果（令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定地点	測定値	環境基準値
泉大津市立上條小学校	1.3	1,000 以下

「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ、令和6年9月閲覧）より作成

2) 土壌汚染に係る公害苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情の発生状況は表 3.1-24 のとおりである。
土壌汚染に係る公害苦情は令和2年度に岸和田市で1件発生している。

表 3.1-24 土壌汚染に係る公害苦情の発生状況（平成30年度～令和4年度）

（単位：件）

市・町	年				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
泉大津市	0	0	0	0	0
忠岡町	—	—	—	—	—
岸和田市	0	0	1	0	0

注：1. 各市・町全体での発生件数を示す。

2. 「—」はデータが公開されていないことを示す。

「泉大津市の環境 令和元年～令和5年度」（泉大津市、令和2年～令和5年）
「令和4年度 岸和田市環境白書」（岸和田市、令和6年）より作成

(2) 地盤沈下

1) 地盤沈下

事業実施想定区域周辺では現在地盤沈下は沈静化している¹。

なお、事業実施想定区域の臨海部のほぼ全域は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づき、地下水採水の規制地域に指定されている²。

2) 地盤沈下に係る公害苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情の発生状況は表 3.1-25 のとおりである。

地盤沈下に係る公害苦情は平成 30 年度に泉大津市で 1 件発生している。

表 3.1-25 地盤沈下に係る公害苦情の発生状況 (平成 30 年度～令和 4 年度)

(単位：件)

市・町 \ 年	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
泉大津市	1	0	0	0	0
忠岡町	—	—	—	—	—
岸和田市	0	0	0	0	0

注：1. 各市・町全体での発生件数を示す。

2. 「—」はデータが公開されていないことを示す。

「泉大津市の環境 令和元年～令和 5 年度」(泉大津市、令和 2 年～令和 5 年)
「令和 4 年度 岸和田市環境白書」(岸和田市、令和 6 年) より作成

¹ 「大阪府 大阪平野 地盤環境情報令和 4 年度」(環境省、令和 6 年 8 月閲覧)

² 「地下水採取規制・届出案内」(大阪府ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)

3.1.3 地形及び地質

(1) 陸上の地形及び地質の状況

事業実施想定区域周辺の地形分類、表層地質及び表層土壌の状況は図 3.1-14～図 3.1-16 のとおりである。

事業実施想定区域周辺の臨海部はほぼ全域が埋立地である。

(2) 海底の地形及び地質の状況

事業実施想定区域周辺の海底地形及び地質の状況は図 3.1-17 のとおりである。

事業実施想定区域周辺では沿岸部でも水深が 10m より深い場所がある。

海底の地質は主に泥であるが、大津川や津田川の河口周辺の一部は砂である。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域周辺に重要な地形及び地質は存在しない。

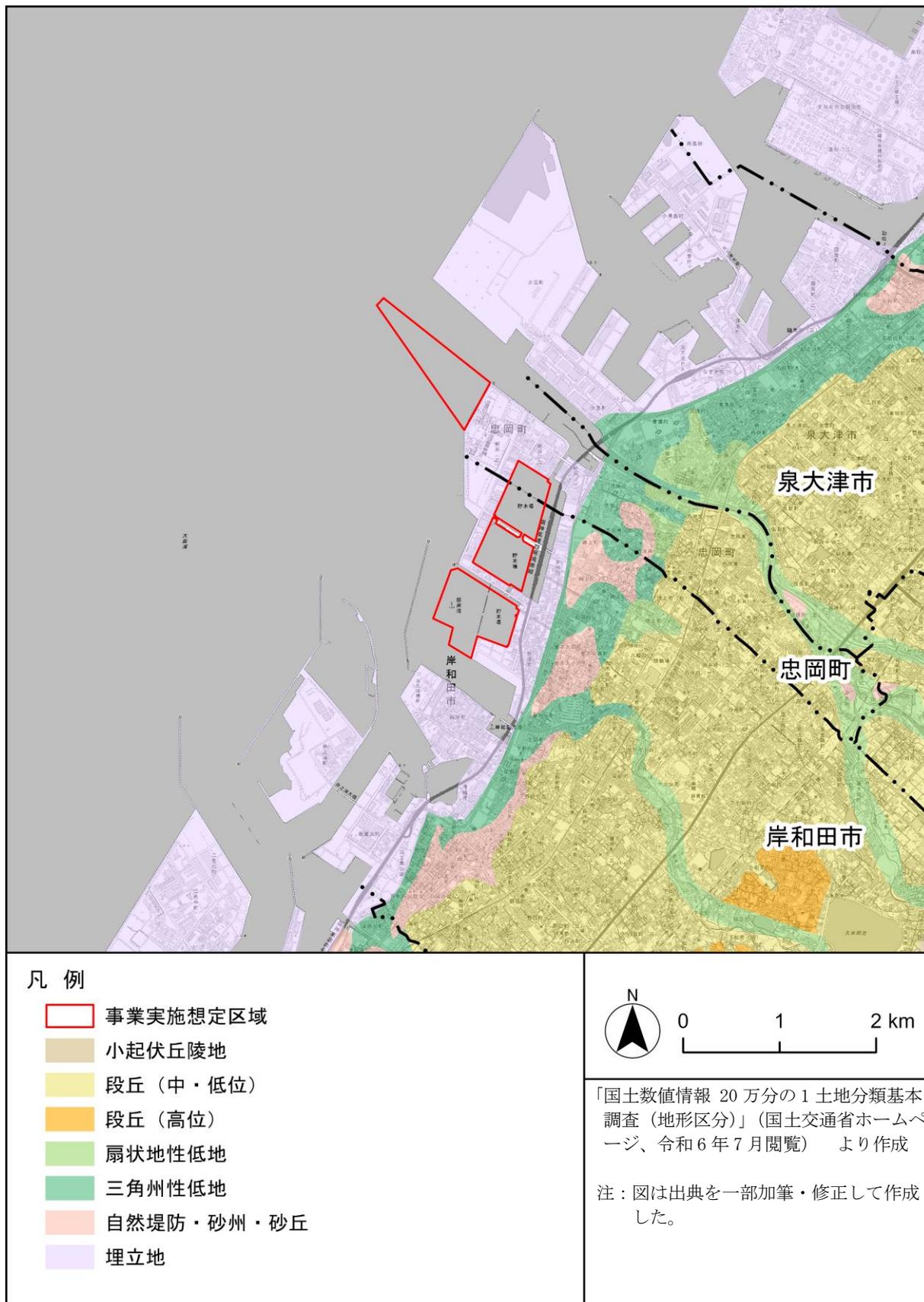


図 3.1-14 地形分類

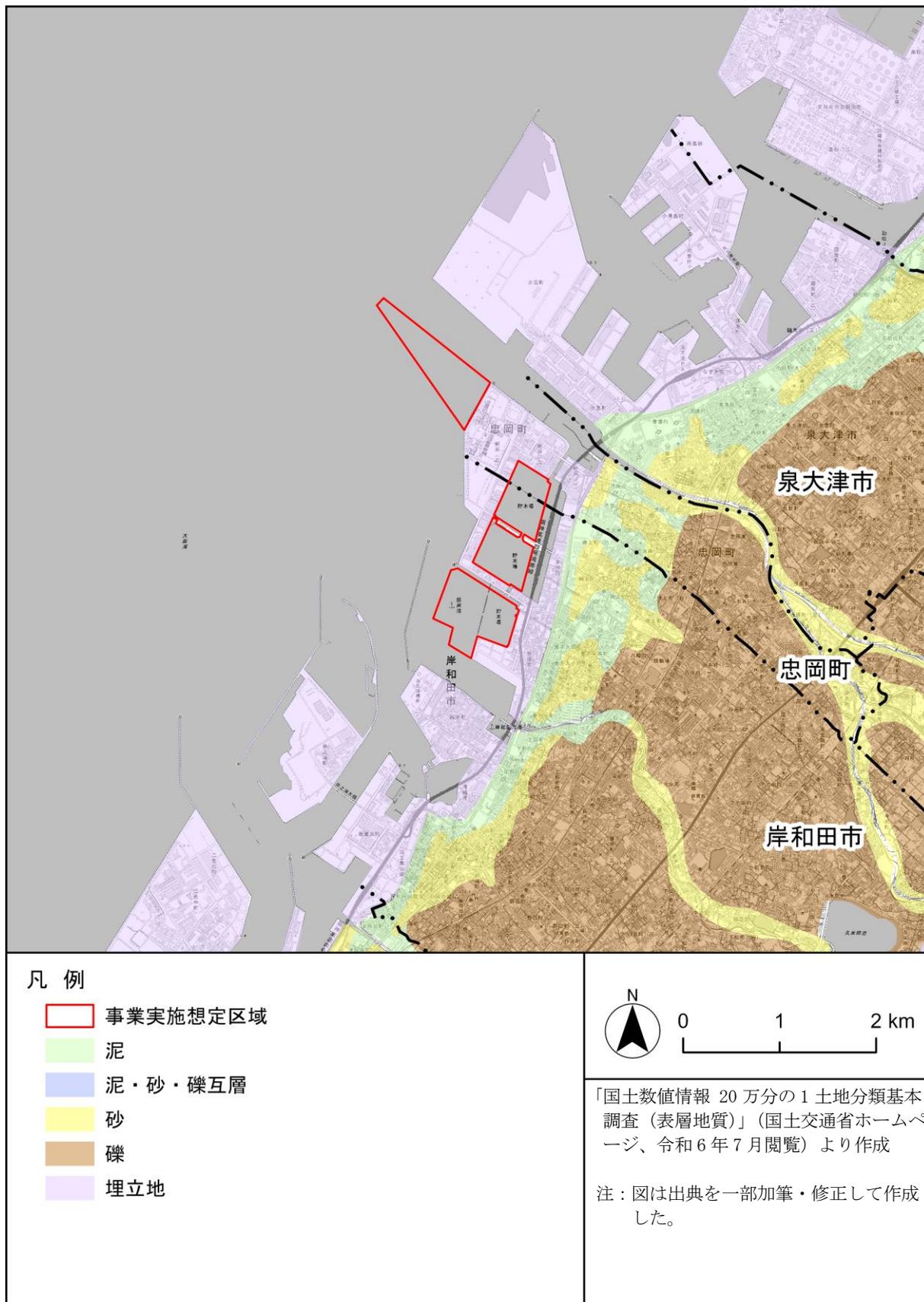


図 3.1-15 表層地質

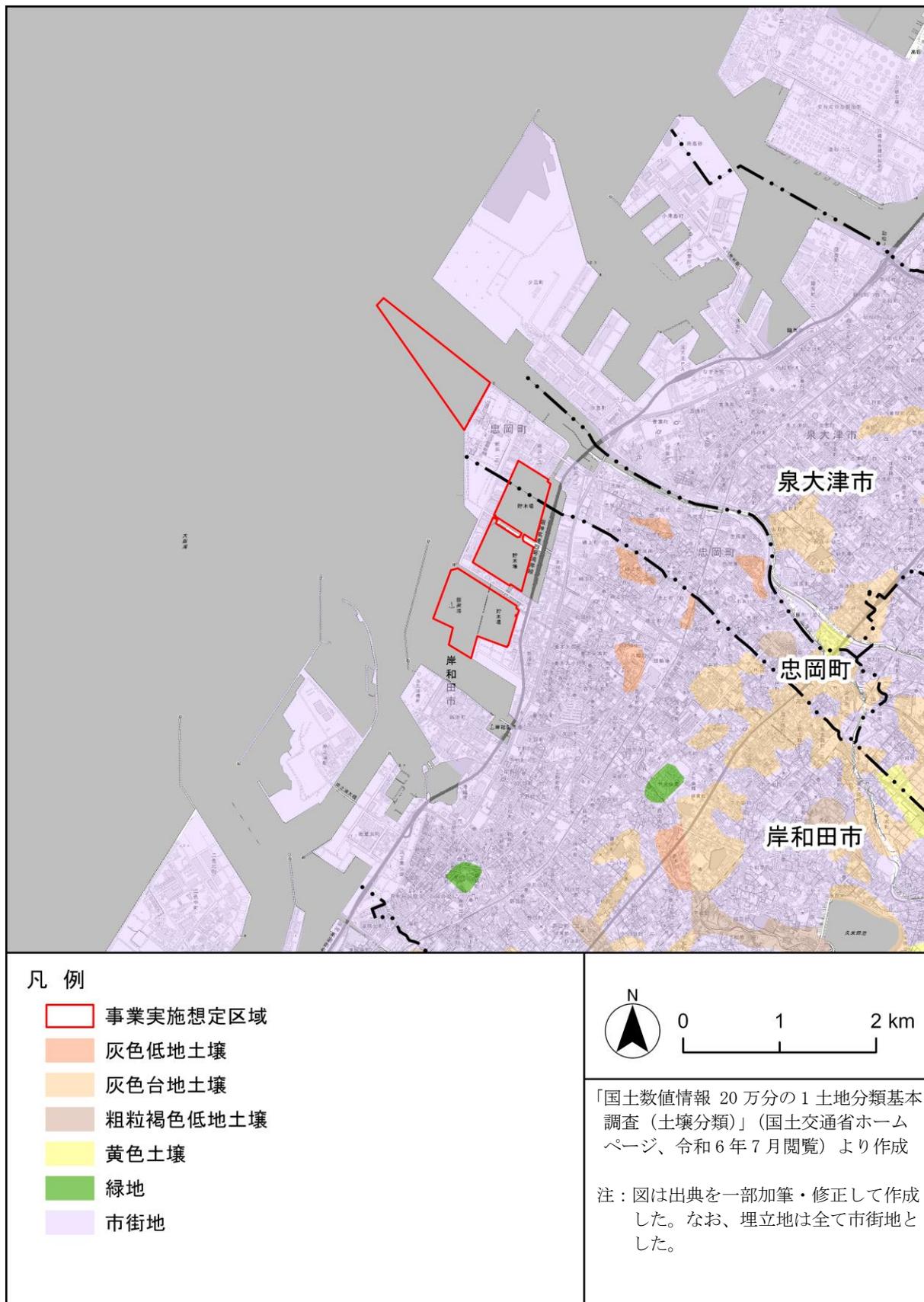


図 3.1-16 表層土壌

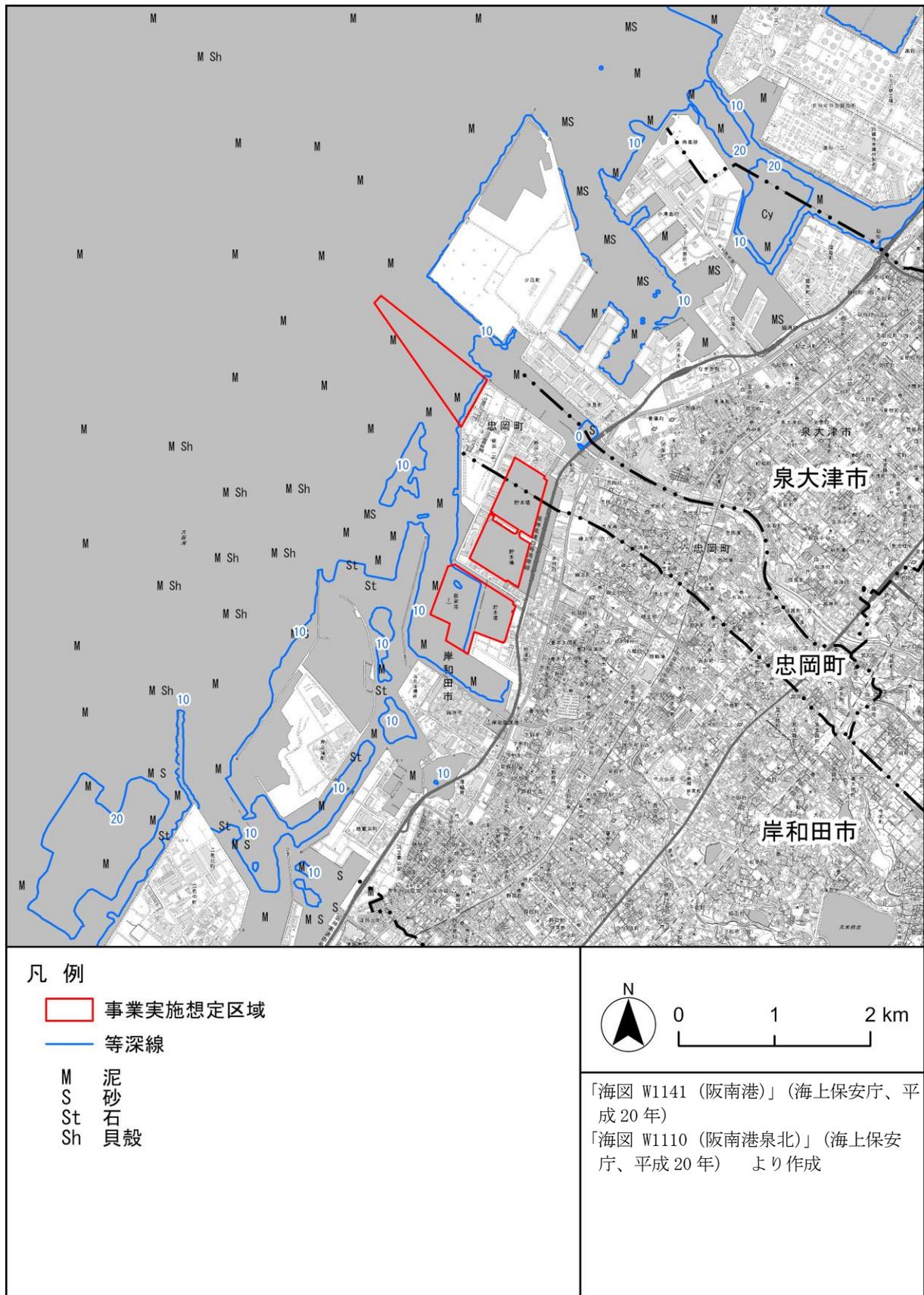


図 3.1-17 海底の地形及び地質

3.1.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

事業実施想定区域周辺の動物の生息状況を把握するために、表 3.1-26 に示す既存資料を収集した。調査範囲は泉大津市、忠岡町及び岸和田市の範囲を基本とした。

表 3.1-26 (1) 収集した既存資料 (動物相)

No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
1	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)			●	●			
2	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(哺乳類)」(環境省、平成14年)	●						
3	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(昆虫(トンボ)類)・(昆虫(チョウ)類)・(昆虫(セミ・水生半翅)類)・(昆虫(ガ)類)・(昆虫(甲虫)類)」(環境省、平成14年)					●		
4	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書 淡水魚類」(環境省、平成14年)						●	
5	「(第5回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書 陸産及び淡水産貝類(上)・(下)」(環境省、平成14年)							●
6	「(第6回)自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」(環境省、平成16年)	●						
7	「平成21年度 阪南2区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成22年)						●	●
8	「平成22年度 阪南2区北側海域生物影響調査 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成23年)						●	●
9	「平成23年度 阪南2区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成24年)						●	●
10	「平成24年度 阪南2区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成25年)						●	●
11	「岸和田市阪南2工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2009年度-2014年度の調査記録)」(柏尾翔・花崎勝司・児島格・山田浩二・大島麻里・大古場正・松岡悠・大谷道夫、平成28年、きしわだ自然資料館研究報告 No.4、1-13)						●	●
12	「岸和田市阪南2工区人工干潟の昆虫類およびクモ類」(河上康子・平田慎一郎、平成28年、きしわだ自然資料館研究報告 No.4、15-24)					●		
13	「大阪府泉州地域における河川河口域の魚類」(花崎勝司、平成30年、きしわだ自然資料館研究報告 No.5、19-26)						●	
14	「自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」(鳥類繁殖分布調査会、令和3年)		●					
15	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務令和2年度報告書」(きしわだ自然資料館、令和3年)		●			●	●	●
16	「令和4年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査(海生生物生育状況調査)報告書」(株式会社 総合水研究所、令和4年)						●	●
17	「岸和田市阪南2工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2015年度-2020年度の調査記録)」(柏尾翔・花崎勝司・児島格・大古場正・山田浩二・大島麻里、令和4年、きしわだ自然資料館研究報告 No.7、1-12)						●	●
18	「大阪府岸和田市の阪南港における陸・淡水棲軟体動物相」(上地健琉・柏尾翔・児島格・平野尚浩、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、1-22)							●
19	「岸和田市の沖合で水中ドローンにより確認された海岸生物」(柏尾翔・花崎勝司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、49-57)						●	●
20	「岸和田市阪南2工区人工干潟の昆虫類およびクモ類(2)」(河上康子・平田慎一郎、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、35-48)					●		

表 3.1-26 (2) 収集した既存資料 (動物相)

No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
21	「阪南2工区人工干潟(大阪府岸和田市)におけるニクハゼ <i>Gymnogobius heptacanthus</i> (スズキ目:ハゼ科)の出現記録」(花崎勝司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、59-64)						●	
22	「大阪湾生き物一斉調査 令和5年 大津川河口」(大阪湾環境再生連絡会、 http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx 、令和6年8月閲覧)		●	●	●		●	●
23	「モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査」(環境省生物多様性センター、 https://www.biodic.go.jp/moni1000/ 、令和6年8月閲覧)		●					
24	「ガンカモ類の生息調査(平成25年度~令和4年度)」(環境省生物多様性センター、 https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html 、令和6年8月閲覧)		●					

表 3.1-26 (3) 収集した既存資料 (注目すべき生息地)

No.	文献名
1	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
2	「大阪府内指定等文化財一覧表」(大阪府、 https://www.pref.osaka.lg.jp/0180150/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html 、令和6年8月閲覧)
3	「岸和田市内の指定文化財一覧」(岸和田市、 https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/70/site-i-bunkazai.html 、令和6年8月閲覧)
4	「生息地等保護区一覧」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html 、令和6年8月閲覧)
5	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/ 、令和6年8月閲覧)
6	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html 、令和6年8月閲覧)
7	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/index.html 、令和6年8月閲覧)
8	「重要野鳥生息地: Important Bird and Biodiversity Areas」(日本野鳥の会、 https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/ 、令和6年8月閲覧)
9	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、 http://kba.conservation.or.jp/about.html 、令和6年8月閲覧)

1) 動物相

既存資料により生息の情報が得られた動物相の概況は表 3.1-27 に示すとおりである。

表 3.1-27 既存資料による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	2 目 2 科 2 種	タヌキ、イノシシ
鳥類	18 目 51 科 165 種	コクガン、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、スズガモ、ウミアイサ、カイツブリ、アオサギ、クロサギ、ケリ、コチドリ、シロチドリ、イソシギ、ユリカモメ、ウミネコ、ミサゴ、トビ、ハヤブサ、ハシブトガラス、ツバメ 等
爬虫類	1 目 1 科 1 種	ミシシッピアカミミガメ
両生類	1 目 2 科 3 種	トノサマガエル、ウシガエル、ヌマガエル
昆虫類	15 目 116 科 346 種	ナガコガネグモ、ハマベハサミムシ、マダラバッタ、ハマベアワフキ、ツバメシジミ、ヨツモンコムズギワゴミムシ、ハマベエンマムシ、ツヤケシアカバウミベハネカクシ、ハマベオオヒメサビキコリ、コスナゴミムシダマシ、ハマヒョウタンゴミムシダマシ、トビイロシワアリ、セグロアシナガバチ本土亜種、キアシハナダカバチモドキ 等
魚類	15 目 55 科 125 種	ボラ、カサゴ、クロメバル、シロメバル、スズキ、クロダイ、キチヌ、シマイサキ、メジナ、クジメ、アイナメ、マハゼ、アカオビシマハゼ、クサフグ 等
底生動物	59 目 201 科 415 種	タテジマイソギンチャク、Phoronis 属、アラレタマキビガイ、イボニシ、ムラサキイガイ、ホトトギスガイ、マガキ、ケガキ、ミズヒキゴカイ、イワフジツボ、タテジマフジツボ、ヨーロッパフジツボ、ユビナガスジエビ、タカノケフサイソガニ、シロボヤ 等

2) 重要な種及び注目すべき生息地

重要な動物及び注目すべき生息地は表 3.1-28～表 3.1-29 に示す基準に基づいて選定した。

表 3.1-28 重要な動物の選定基準

選定基準		カテゴリー	
重要な動物	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物(特天) 天然記念物(天然) 大阪府指定天然記念物(府天) 泉大津市指定天然記念物(市天) 岸和田市指定天然記念物(市天)
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国際希少野生動植物種(国際) 国内希少野生動植物種(国内) 特定第一種国内希少野生動植物種(特一) 特定第二種国内希少野生動植物種(特二)
	III	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧 I A 類(CR) 絶滅危惧 I B 類(EN) 絶滅危惧 II 類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	IV	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	絶滅(EX) 絶滅危惧 I 類(CR+EN) 絶滅危惧 II 類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD)
	V	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成 10 年)	絶滅危惧種(危惧) 危急種(危急) 希少種(希少) 減少種(減少)
	VI	「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧 I A 類(CR) 絶滅危惧 I B 類(EN) 絶滅危惧 II 類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	VII	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)	絶滅(EX) 野生絶滅(EW) 絶滅危惧 I A 類(CR) 絶滅危惧 I B 類(EN) 絶滅危惧 II 類(VU) 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

表 3.1-29 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー	
注目すべき生息地	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物(特天) 天然記念物(天然) 大阪府指定天然記念物(府天) 泉大津市指定天然記念物(市天) 岸和田市指定定年記念物(市天)
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	生息地等保護区(生)
	III	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/ 、令和 6 年 8 月閲覧)	重要湿地(湿地)
	IV	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html 、令和 6 年 8 月閲覧)	ラムサール条約登録湿地(ラ湿)
	V	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、 https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/kaiiki/engan/index.html 、令和 6 年 8 月閲覧)	重要度の高い海域(重要海域)
	VI	「重要野鳥生息地: Important Bird and Biodiversity Areas」(日本野鳥の会、 https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/ 、令和 6 年 8 月閲覧)	Important Bird and Biodiversity Areas(IBA)
	VII	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、 http://kba.conservation.or.jp/about.html 、令和 6 年 8 月閲覧)	Key Biodiversity Area(KBA)

① 重要な種

既存資料により確認された動物のうち、表 3.1-28 に示す選定基準に該当する重要な動物は表 3.1-30～表 3.1-34 に示すとおりである。

動物の重要な種として、鳥類は 66 種、両生類は 1 種、昆虫類は 26 種、魚類は 10 種、底生動物は 82 種、計 185 種が確認された。なお、哺乳類及び爬虫類については重要な種は確認されなかった。

表 3.1-30 (1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
1	カモ目	カモ科	コクガン	天然		VU		希少			
2			ツクシガモ			VU					
3			ウミアイサ				NT				
4	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT	VU				
5			ミゾゴイ			VU	VU				
6			アマサギ				VU				
7			チュウサギ			NT		希少			
8			カラシラサギ			NT					
9	ツル目	クイナ科	ヒクイナ			NT	VU				
10	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				NT				
11	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	VU				
12	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD	NT				
13			ムナグロ				VU				
14			ダイゼン					VU			
15			イカルチドリ					VU			
16			コチドリ					NT			
17			シロチドリ				VU	VU			
18			メダイチドリ			II		VU			
19			オオメダイチドリ			II		NT			
20			シギ科	シギ科	オオソリハシシギ			VU	VU		
21					チュウシャクシギ				NT		
22		ダイシャクシギ						NT			
23		ホウロクシギ				国際	VU	NT			
24		アオアシシギ						VU			
25		クサシギ						NT			
26		キアシシギ						NT			
27		ソリハシシギ						VU			
28		イソシギ						NT			
29		キョウジョシギ						VU			
30		オバシギ					II		VU		
31		コオバシギ					II		NT		
32		ミユビシギ							NT		
33		トウネン							NT		
34		ウズラシギ							VU		
35		サルハマシギ					II		NT		
36		ハマシギ				NT					

表 3.1-30 (2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
37	チドリ目	タマシギ科	タマシギ			VU	VU			
38		カモメ科	ズグロカモメ			VU	NT	危惧		
39			オオセグロカモメ			NT				
40			コアジサシ			VU	CR+EN			
41			ベニアジサシ			VU	NT			
42		ウミスズメ科	ウミスズメ			CR		危惧		
43		タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT			
44	タカ科		ハチクマ			NT	CR+EN			
45			ツミ				VU			
46			ハイタカ			NT				
47			オオタカ			NT	NT			
48			サシバ			VU	CR+EN			
49			ノスリ				NT			
50			クマタカ		国内	EN	CR+EN			
51			フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				NT	
52	アオバズク						VU			
53	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ				NT			
54	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU				
55	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ		国内	EN				
56		サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	VU			
57		ヒバリ科	ヒバリ				NT			
58		ツバメ科	コシアカツバメ				NT			
59		ムシクイ科	センダイムシクイ				NT			
60		ヨシキリ科	オオヨシキリ				NT			
61		セッカ科	セッカ				NT			
62		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				NT			
63		カワガラス科	カワガラス				NT			
64		ヒタキ科	トラツグミ				NT			
65	コサメビタキ					VU				
66	ホオジロ科	オオジュリン				NT				
計	11 目	26 科	66 種	1 種	9 種	28 種	55 種	4 種	0 種	0 種

注：目名、科名、種名の表記及び並び順は、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度版生物リスト）」（国土交通省、令和5年）に準拠した。

表 3.1-31 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル			NT	NT			
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	1 種	0 種	0 種	0 種

注：目名、科名、種名の表記は、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度版生物リスト）」（国土交通省、令和5年）に準拠した。

表 3.1-32 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	オツネトンボ				NT			
2		イトトンボ科	キイトトンボ				NT			
3			セスジイトトンボ				NT			
4		ヤンマ科	カトリヤンマ				NT			
5			サラサヤンマ				NT			
6		サナエトンボ科	ウチワヤンマ				NT			
7			フタスジサナエ			NT	NT			
8			オグマサナエ			NT	VU			
9		エゾトンボ科	トラフトンボ				NT			
10		トンボ科	コフキトンボ				NT			
11			ヨツボシトンボ				NT			
12			ハッチョウトンボ				CR+EN			
13			ナツアカネ				NT			
14			アキアカネ				NT			
15			ナニワトンボ			VU	VU			
16			ノシメトンボ				NT			
17			マダラナニワトンボ			EN	EX			
18			ヒメアカネ				NT			
19			オオキトンボ			EN	CR+EN			
20	ハサミムシ目 (革翅目)	マルムネハサミムシ科	イツハサミムシ				DD			
21	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハンミョウ科	ルイスハンミョウ			EN	EX			
22		コガネムシ科	ヤマトケシマグソコガネ				VU			
23			セマルケシマグソコガネ				NT			
24		コメツキムシ科	ハマベオオヒメサビキコリ				VU			
25		テントウムシ科	ジュウサンホシテントウ				NT			
26	ハチ目 (膜翅目)	ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモドキ			VU				
計	4 目	12 科	26 種	0 種	0 種	7 種	25 種	0 種	0 種	0 種

注：目名、科名、種名の表記及び並び順は、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度版生物リスト）」（国土交通省、令和5年）に準拠した。

表 3.1-33 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	VU			
2	コイ目	コイ科	タモロコ				NT			
3		ドジョウ科	ドジョウ			NT	VU			
4	サケ目	アユ科	アユ				NT			
5	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ			VU	VU			
6	スズキ目	ハゼ科	トビハゼ			NT	CR+EN	減少		
7			ボウズハゼ				DD			
8			シマヒレヨシノボリ			NT	NT			
9			トウヨシノボリ類				DD			
10			ウキゴリ				NT			
計	5目	6科	10種	0種	0種	5種	10種	1種	0種	0種

注：目名、科名、種名の表記及び並び順は、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度版生物リスト）」（国土交通省、令和5年）に準拠した。

表 3.1-34 (1) 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
1	ウミエラ目	ウミサボテン科	ウミサボテン				NT				
2	ハナギンチャク目	ハナギンチャク科	ムラサキハナギンチャク				DD	減			
3	イソギンチャク目	ウメボシイソギンチャク科	イシワケイソギンチャク				DD				
4	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ					減			
5		ユキスズメガイ科	ミヤコドリ			NT					
6			ヒナユキスズメガイ			NT	VU				
7	盤足目	ウミニナ科	ウミニナ			NT	NT				
8			イボウミニナ			VU	DD				
9		フトヘナタリ科	フトヘナタリガイ			NT	NT				
10		リソツボ科	タニシツボ			NT					
11			ゴマツボ			VU	NT				
12		カワザンシヨウガイ科	サツマクリイロカワザンシヨウ				NT				
13		ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ				NT				
14		イソコハクガイ科	ナギツボ			NT					
15			シラギクガイ			NT					
16			ウミコハクガイ			VU					
17		タマガイ科	ネコガイ			NT	NT				
18			フロガイダマシ			VU					
19			アダムスタマガイ			NT	NT				
20		翼舌目	ハナゴウナ科	ヒモイカリナマコツマミガイ			VU	VU			
21		新腹足目	アッキガイ科	アカニシ					減		

表 3.1-34 (2) 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
22	異旋目	カクメイ科	カクメイ属*			DD					
23		ガラスシタダミ科	ガラスシタダミ科 (シンジュノナミダ)*			DD					
24		トウガタガイ科	ウネイトカケギリ				NT				
25			ヨコイトカケギリガイ					DD			
26			ミスジヨコイトカケギリガイ						DD		
27			カキウラクチキレモドキ						VU		
28			スオウクチキレ					NT			
29			シゲヤスイトカケギリ					NT			
30			ヨコスジギリ						NT		
31			クサズリクチキレ						NT		
32			スカルミクチキレ					NT			
33		ガクバンゴウナ科	イリエゴウナ					VU			
34		スイフガイ科	カミスジカイコガイダマシ					VU			
35		カノコキセワタガイ科	カノコキセワタ						DD		
36		アメフラシ目	アメフラシ科	ウミナメクジ					DD		
37	基眼目	オカミミガイ科	ウスコミミガイ				NT	VU			
38	マルスダレガイ目	ウロコガイ科	オウギウロコガイ				CR+EN				
39		チリハギガイ科	チリハギガイ					NT			
40		バカガイ科	バカガイ					NT			
41			ミルクイ					VU	VU	減	
42		チドリマスオ科	クチバガイ					NT			
43		ニッコウガイ科	ユウシオガイ					NT	VU		
44			サクラガイ					NT	NT		
45			ウズザクラガイ					NT			
46		シオサザナミ科	ムラサキガイ					VU	VU		
47			イソシジミ						DD		
48		マテガイ科	マテガイ						NT		
49		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ					NT			
50		マルスダレガイ科	ヒメカノコアサリ						NT		
51			カガミガイ						NT		
52			ヒメアサリ						NT		
53	マツカゼガイ							NT			
54	オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ				NT	VU			
55	ウミタケガイモドキ目	オキナガイ科	ソトオリガイ					NT			
56	コウイカ目	ヒメイカ科	ヒメイカ					VU	減		
57	サシバゴカイ目	チロリ科	マキントシチロリ					NT			
58		ゴカイ科	ヒトツブゴカイ						NT		
59	スピオ目	ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ					VU			
60	イトゴカイ目	タマシキゴカイ科	イソタマシキゴカイ					DD			

表 3.1-34 (3) 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
61	エビ目	クルマエビ科	クルマエビ				NT			
62		スナモグリ科	ハルマンスナモグリ				VU			
63			ニホンスナモグリ				VU			
64		ハサミシヤコエビ科	ハサミシヤコエビ				NT			
65		アナジャコ科	アナジャコ				VU			
66			ヨコヤアナジャコ				NT			
67		ヤドカリ科	テナガツノヤドカリ							DD
68		ホンヤドカリ科	ヨモギホンヤドカリ							NT
69		キンセンガニ科	キンセンガニ				NT			
70		コブシガニ科	カネココブシ			DD	NT			
71			マメコブシガニ				NT			
72		ケブカガニ科	マキトラノオガニ				NT			
73		モクズガニ科	スネナガイソガニ				NT			
74			トリウミアカイソモドキ				VU			NT
75		コメツキガニ科	コメツキガニ				NT			
76		オサガニ科	オサガニ				NT			NT
77			ヒメヤマトオサガニ				NT			NT
78		スナガニ科	スナガニ				NT			
79			ハクセンシオマネキ			VU				
80		カクレガニ科	バンズマメガニ							EN
81			フタハピンノ							VU
82	無足目	イカリナマコ科	ヒモイカリナマコ				NT			
計	19 目	53 科	82 種	0 種	0 種	34 種	57 種	5 種	0 種	8 種

注：1. 目名、科名、種名の表記及び並び順は、以下の文献に準拠した。

- 「日本産蟹類」(酒井恒、昭和51年、講談社)
- 「原色検索日本海岸動物図鑑[I]」(西村三郎、平成4年、保育社)
- 「原色検索日本海岸動物図鑑[II]」(西村三郎、平成7年、保育社)
- 「岩波生物学辞典第4版」(八杉龍一・小関治男・古谷雅樹・日高敏隆、平成8年、岩波書店、東京)
- 「日本の河口域とアンキアラインで確認されたテッポウエビ科とエビ類(甲殻類；エビ目)」(吉郷英範、平成21年、比和科学博物館研究報告、50、221-273)
- 「日本産海藻目録(2015年改訂版)」(吉田忠生・鈴木雅大・吉永一男、平成27年、藻類、63、129-189)
- 「日本近海産貝類図鑑[第二版]」(奥谷喬司、平成29年、東海大学出版部)
- 「世界のウミウシ」(<https://seaslug.world/>、令和6年8月閲覧)
- 「JAMSTEC・国際海洋環境情報センター」(<https://www.godac.jamstec.go.jp/bismal/j/summary.html>、令和6年8月閲覧)

2. *を併記した種類の注釈は以下のとおりである。

- ・カクメイ属：元文献はカクメイ属の一種 (*Cornirostra* sp.) である。
- ・ガラスシタダミ科 (シンジュノナミダ)：ガラスシタダミ科の一種 (*Xenoskenea* sp.) またはシンジュノナミダ (*Xenoskenea* sp.) である。

② 注目すべき生息地

a. 天然記念物

事業実施想定区域周辺には文化財保護法や県・市の文化財保護条例により指定されている動物の天然記念物は存在しない。

b. 生息地等保護区

事業実施想定区域周辺には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されている生息地等保護区は存在しない。

c. 重要湿地

事業実施想定区域周辺には「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」は存在しない。

d. ラムサール条約登録湿地

事業実施想定区域周辺には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく、ラムサール条約登録湿地は存在しない。

e. 重要度の高い海域

事業実施想定区域西側海域の一部は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（大阪湾）として選定されている（図 3.1-18）。

f. 重要野鳥生息地 (IBA)

事業実施想定区域周辺には「重要野鳥生息地： Important Bird and Biodiversity Areas」は存在しない。

g. Key Biodiversity Area (KBA)

事業実施想定区域周辺には生物多様性の保全の鍵になる重要な地域とされる「Key Biodiversity Area」は存在しない。

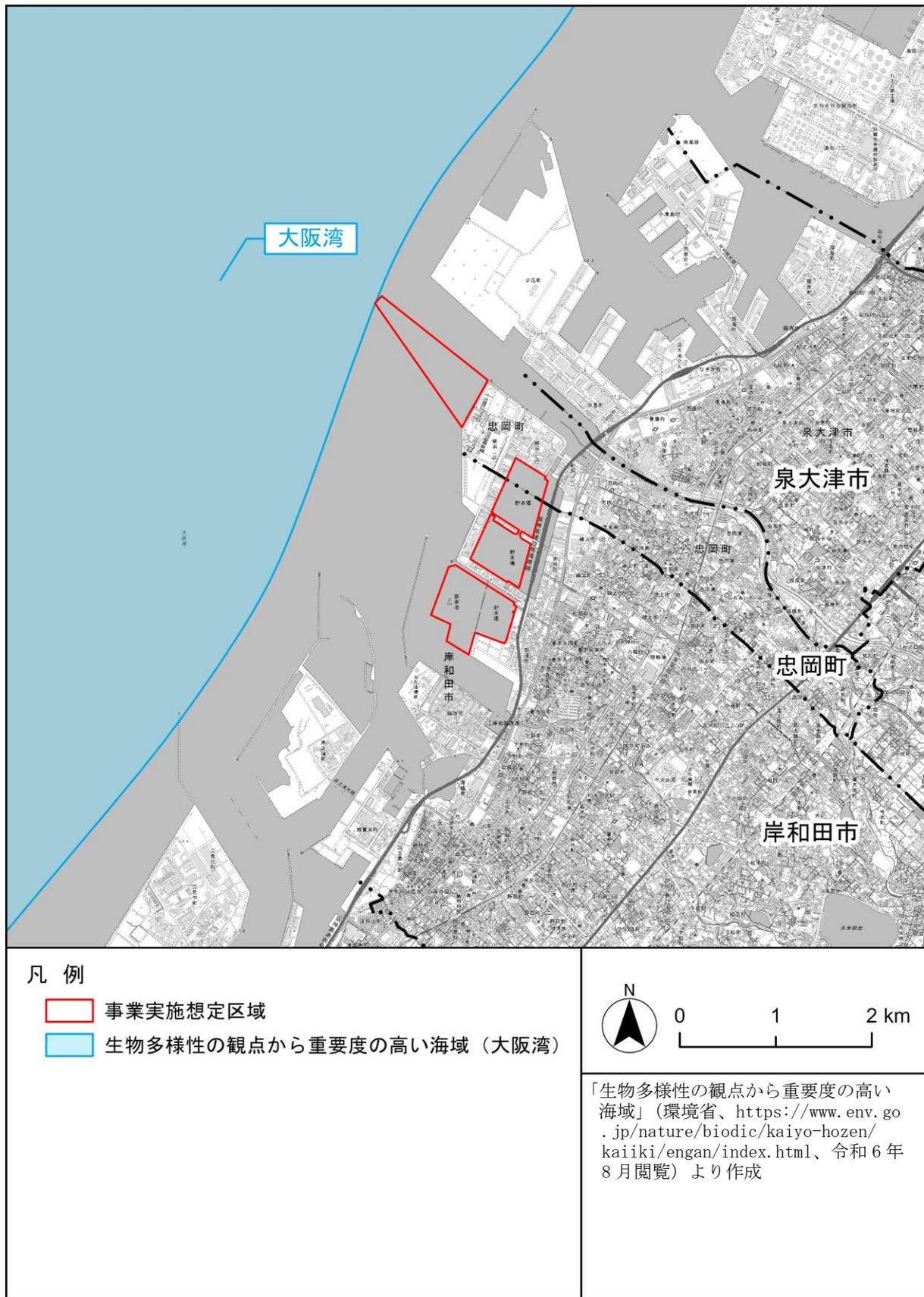


図 3.1-18 生物多様性の観点から重要度の高い海域

(2) 植物

事業実施想定区域周辺の植物の生育状況を把握するために、表 3.1-35 に示す既存資料を収集整理した。調査範囲は泉大津市、忠岡町及び岸和田市の範囲を基本とした。

表 3.1-35 収集した既存資料（植物）

No.	文献名	陸上植物	海藻類	植生	重要な群落	巨樹・巨木林	天然記念物
1	「阪南 2 工区の人工海浜における植物相の変遷」（楠瀬雄三・村上健太郎、平成 28 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、25-30）	●					
2	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務 令和 2 年度報告書」（きしわだ自然資料館、令和 3 年）	●					
3	「令和 4 年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査（海生生物生育状況調査）報告書」（株式会社 総合水研究所、令和 4 年）		●				
4	「阪南 2 区埋立地内の近距離隔離された人工海浜における植物相の変遷（2009～2023 年）」（岡本素治・楠瀬雄三・村上健太郎、令和 6 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 9、13-23）	●					
5	「大阪湾生き物一斉調査 令和 5 年 大津川河口」（大阪湾環境再生連絡会、 http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx 、令和 6 年 8 月閲覧）	●	●				
6	「自然環境保全基礎調査植生調査第 6-7 回」（環境省）			●	●		
7	「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 4 回（昭和 63～平成 4 年度調査）・第 6 回（平成 11～16 年度調査）」（環境省）					●	
8	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号） 「泉大津市文化財保護条例」（平成 4 年条例第 17 号） 「岸和田市文化財保護条例」（平成 5 年条例第 22 号）						●

1) 植物相

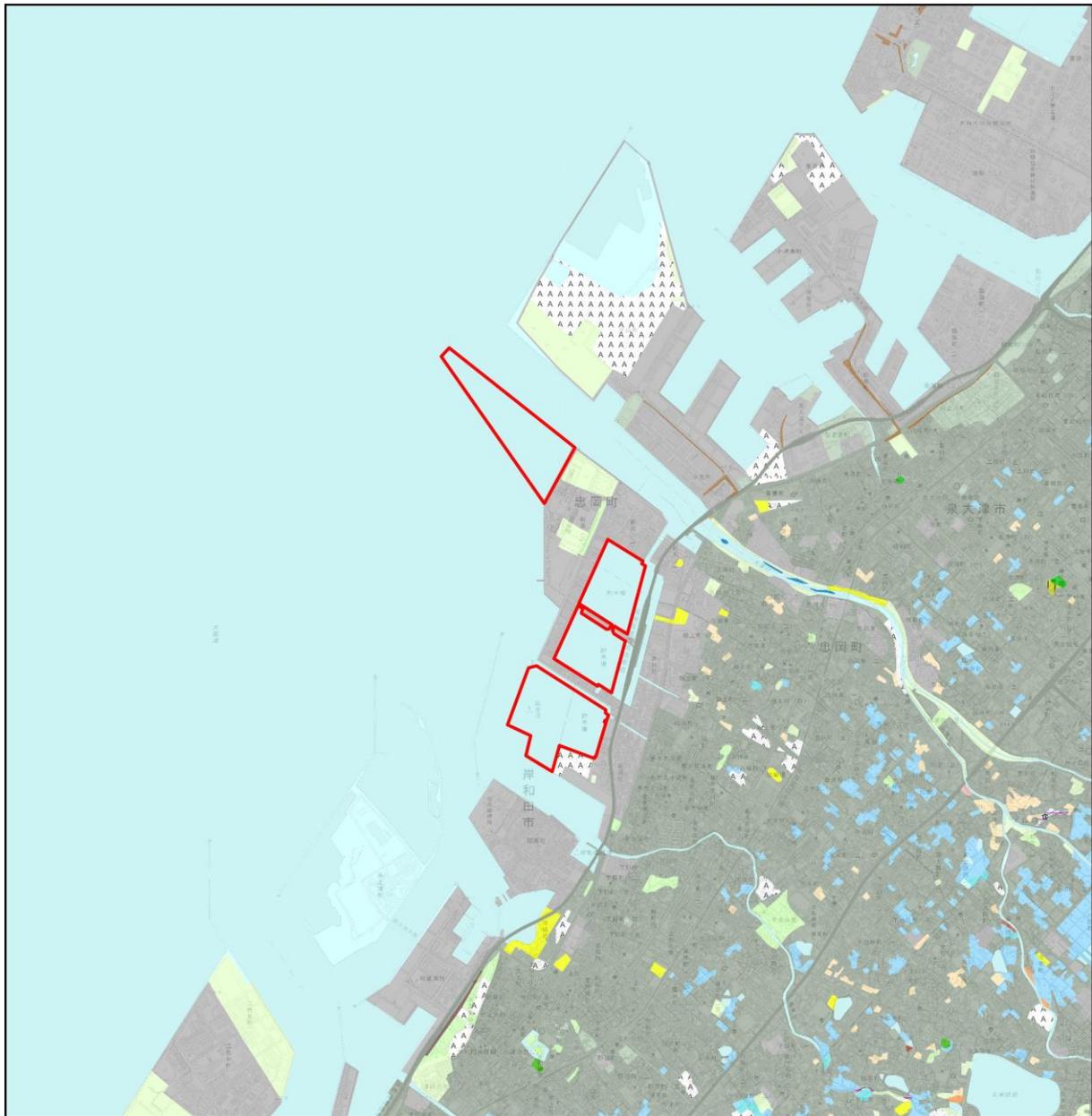
既存資料により生育の情報が得られた植物相の概況は表 3.1-36 に示すとおりである。

表 3.1-36 既存資料による植物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
陸上植物	42 科 163 種	クスノキ、ネジバナ、キショウブ、ハマオモト、コウボウムギ、メリケンガヤツリ、メリケンカルカヤ、カラスムギ、チガヤ、ヤハズエンドウ、カナムグラ、オオナモミ、ハマウド 等
海藻類	15 目 23 科 32 種	アオサ属（旧アオサ属）、ムカデノリ、カバノリ 等

2) 植生

事業実施想定区域周辺の現存植生図は図 3.1-19 に示すとおりである。事業実施想定区域周辺の陸域は概ね工場地帯や市街地である。自然的な植生としては、大津川河口に局所的に分布するヨシクラスがある。



凡例

事業実施想定区域

- | | | |
|--|--|---|
| アラカシ群落 | 竹林 | 工場地帯 |
| アカマツ群落(VI) | ゴルフ場・芝地 | 造成地 |
| ケヤキムクノキ群集 | 牧草地 | 開放水域 |
| シイ・カシ二次林 | 路傍・空地雑草群落 | |
| モチツツジアカマツ群集 | 果樹園 | |
| クズ群落 | 畑雑草群落 | |
| ヨシクラス | 水田雑草群落 | |
| 砂丘植生 | 放棄水田雑草群落 | |
| クロマツ植林 | 市街地 | |
| その他植林 | 緑の多い住宅地 | |
| クスノキ植林 | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 | |



0 1 2 km

「自然環境保全基礎調査植生調査第6-7回」(環境省生物多様性センター、<https://www.biodic.go.jp/>、令和6年8月閲覧)より作成

図 3.1-19 事業実施想定区域周辺の現存植生図

3) 重要な種及び群落

重要な植物は表 3.1-37、重要な群落は表 3.1-38 に示す基準に基づいて選定した。

表 3.1-37 重要な植物の選定基準

選定基準		カテゴリー
重要な植物	I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物 (特天) 天然記念物 (天然) 大阪府指定天然記念物 (府天) 泉大津市指定天然記念物 (市天) 岸和田市指定天然記念物 (市天)
	II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国際希少野生動植物種 (国際) 国内希少野生動植物種 (国内) 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	III 「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	IV 「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	絶滅 (EX) 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD)
	V 「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	VI 「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

表 3.1-38 重要な植物群落の選定基準

選定基準		カテゴリー	
重要な植物群落	I	<p>「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和44年大阪府条例第5号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成4年条例第17号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成5年条例第22号)</p>	<p>特別天然記念物(特天) 天然記念物(天然) 大阪府指定天然記念物(府天) 泉大津市指定天然記念物(市天) 岸和田市指定天然記念物(市天)</p>
	II	<p>「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(環境省生物多様性センター、http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html、令和6年8月閲覧)</p>	<p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)</p>
巨樹・巨木林	III	<p>「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査(第4回(昭和63~平成4年度調査)・第6回(平成11~16年度調査))」(環境省)</p>	<p>巨樹・巨木林</p>
藻場・干潟	IV	<p>「藻場調査(2018-2020)」(環境省生物多様性センター、http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html、令和6年8月閲覧) 「第5回(海辺調査)干潟調査」(環境省生物多様性センター、http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html、令和6年8月閲覧)</p>	<p>藻場分布地域 干潟分布地域</p>

① 重要な種

既存資料により確認された植物のうち、表 3.1-37 に示す選定基準に該当する重要な植物は表 3.1-39 に示すとおりである。

植物の重要な種として陸上植物の 7 種が確認された。海藻類の重要な種は確認されなかった。

表 3.1-39 陸上植物の重要な種

No.	科名	種名	重要な種の選定基準					
			I	II	III	IV	V	VI
1	カヤツリグサ科	コウボウムギ				VU		
2	ツゲ科	ツゲ				NT		
3	マメ科	ハマエンドウ				NT		
4	イソマツ科	ハマサジ			NT	CR+EN		
5	ヒユ科	ホソバハマアカザ				NT		
6	シソ科	ハマゴウ				VU		
7	セリ科	ハマボウフウ				CR+EN		
計	7 科	7 種	0 種	0 種	1 種	7 種	0 種	0 種

注：目名、科名、種名の表記及び並び順は、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和 5 年度版生物リスト）」（国土交通省、令和 5 年）に準拠した。

② 重要な植物群落

事業実施想定区域周辺の重要な植物群落を図 3.1-20 に示す。

a. 天然記念物

事業実施想定区域周辺には表 3.1-40 に示す天然記念物（植物）が存在する。

表 3.1-40 事業実施想定区域周辺の天然記念物

図中 番号	区分	名称
A	泉大津市指定天然記念物	泉穴師神社のクスノキ
B	泉大津市指定天然記念物	緑照寺のソテツ群植
C	大阪府指定天然記念物	永福寺のびやくしん

注：図中番号は図 3.1-20 の番号に対応する。

b. 特定植物群落

事業実施想定区域周辺には特定植物群落は存在しない。

c. 巨樹・巨木林

事業実施想定区域周辺には表 3.1-41 に示す巨樹が存在する。巨木林は確認されていない。

表 3.1-41 事業実施想定区域周辺の巨樹

図中 番号	市町村名	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	調査回次
1	泉大津市	クスノキ	400	20	第6回調査
2	泉大津市	クスノキ	470	19	第6回調査
3	泉大津市	クスノキ	408	19	第6回調査
4	泉大津市	クスノキ	510	18	第6回調査
5	泉大津市	クスノキ	510	24	第6回調査
6	泉大津市	クスノキ	410	20	第6回調査
7	忠岡町	エノキ	910	不明	第6回調査
8	忠岡町	クスノキ	458	17	第4回調査
9	忠岡町	イブキ	340	13	第4回調査
10	岸和田市	クスノキ	403	17	第6回調査
11	岸和田市	クスノキ	308	12	第4回調査

注：図中番号は図 3.1-20 の番号に対応する。

d. 藻場・干潟

事業実施想定区域周辺の大津川河口には干潟が分布する。藻場は確認されていない。

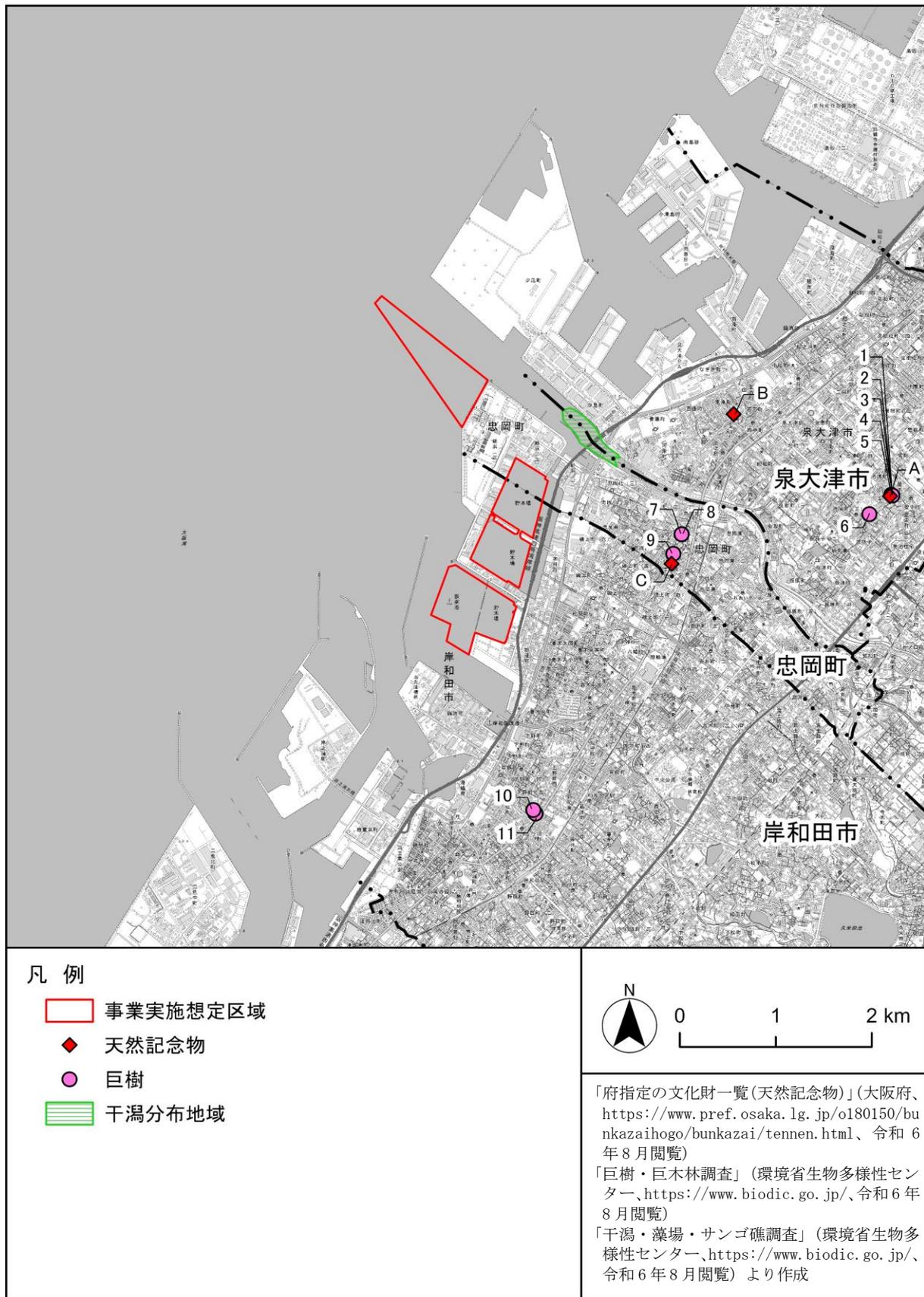


図 3.1-20 事業実施想定区域周辺の重要な植物群落

(3) 生態系

1) 生態系の概況

事業実施想定区域周辺は大阪湾の湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となっており、東側には住宅地が広がっている。事業実施想定区域北側の大津川河口には干潟が分布しており、生息する底生動物やそれらを餌とするシギ・チドリ類等の鳥類の生息環境となっている。また、事業実施想定区域南西側には「ちきりアイランド人工干潟」が造成され、水生生物や鳥類、植物の生息・生育環境となっている。

2) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域周辺では表 3.1-42 に示すとおり環境影響を受けやすい場として「大津川河口の干潟」、「ちきりアイランド人工干潟」がある。これらの場所は法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部においては注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

重要な自然環境のまとまりの場の位置を図 3.1-21 に示す。

表 3.1-42 事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場の区分とその例	事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場
① 環境影響を受けやすい場	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場
② 環境保全の観点から法令等に指定された場	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法、自然公園法、自然環境保全法で指定された区域 ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地
③ 法令等に指定されていないが、地域により注目されている場	<ul style="list-style-type: none"> ・ちきりアイランド人工干潟 (阪南 2 区の埋立地に造成されたちきりアイランドの人工干潟は、法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部における注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。)

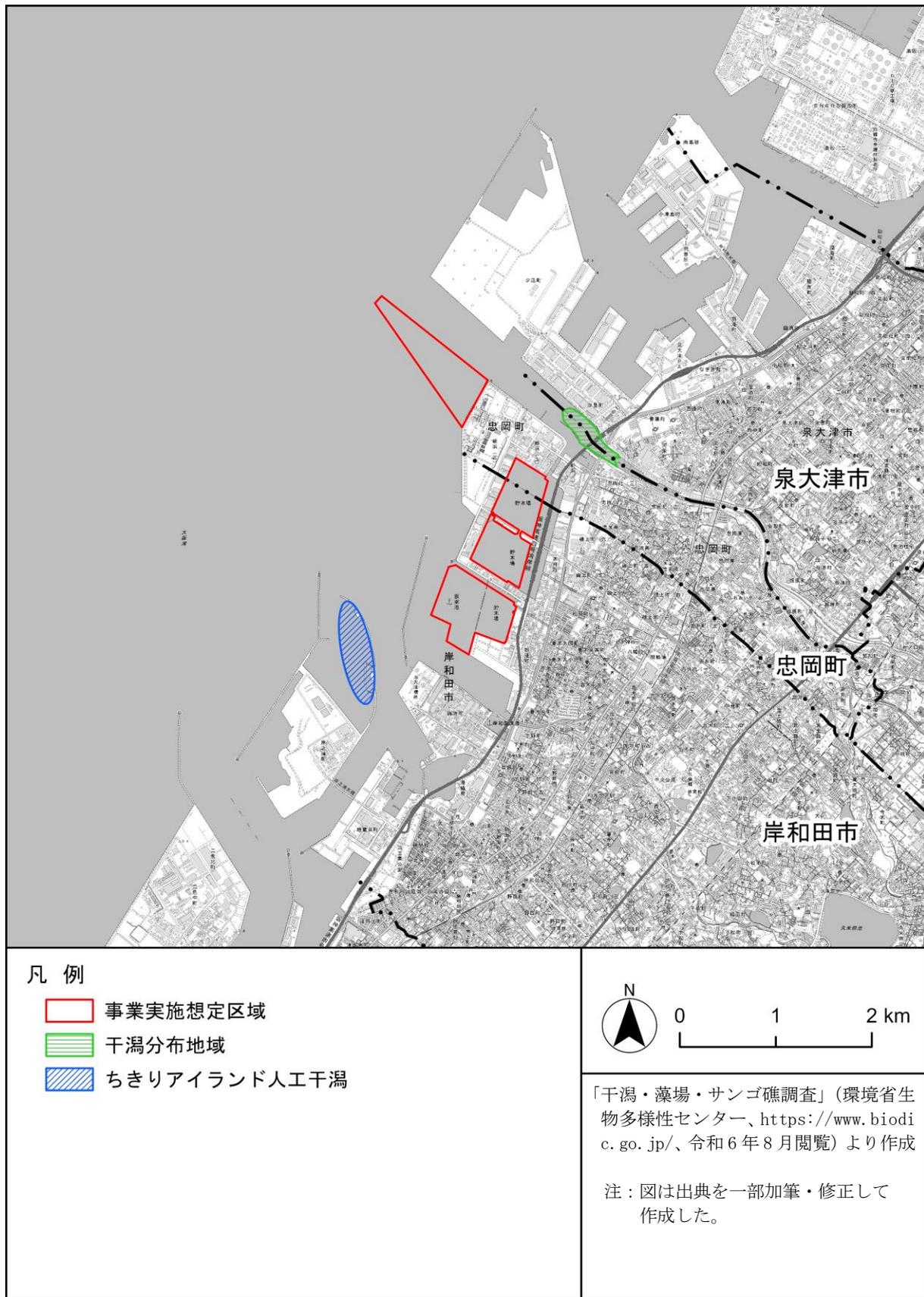


図 3.1-21 事業実施想定区域周辺の重要な自然環境のまとまりの場

3.1.5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望点

事業実施想定区域周辺の主要な眺望点は表 3.1-43 及び図 3.1-22 のとおりである。

既存資料で挙げられている事業実施想定区域周辺を視認できる地点のうち不特定かつ多くの人が訪れることが可能な地点を主要な眺望点として選定した。

表 3.1-43 主要な眺望点の状況

図中 番号	名称	出典
1	泉大津大橋	1
2	きららセンタービル・ ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路	2
3	汐見公園	2
4	新浜緑地 展望台	3
5	岸和田大橋	4
6	岸之浦大橋	4
7	岸和田城	3、4
8	フェリー航路（泉大津⇔新門司）	5

注：1. 図中番号は、図 3.1-22 の番号に対応する。

2. 表中の「出典」の番号は、以下の出典の番号に対応する。

- 出典：1. 「市内の名所・旧跡」（泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧）
2. 「臨海部の施設」（泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧）
3. 「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」（大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧）
4. 「ここに残る景観資源 きしわだ景観100選」（岸和田市、令和6年）
5. 「大阪府営港湾要覧」（大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧）

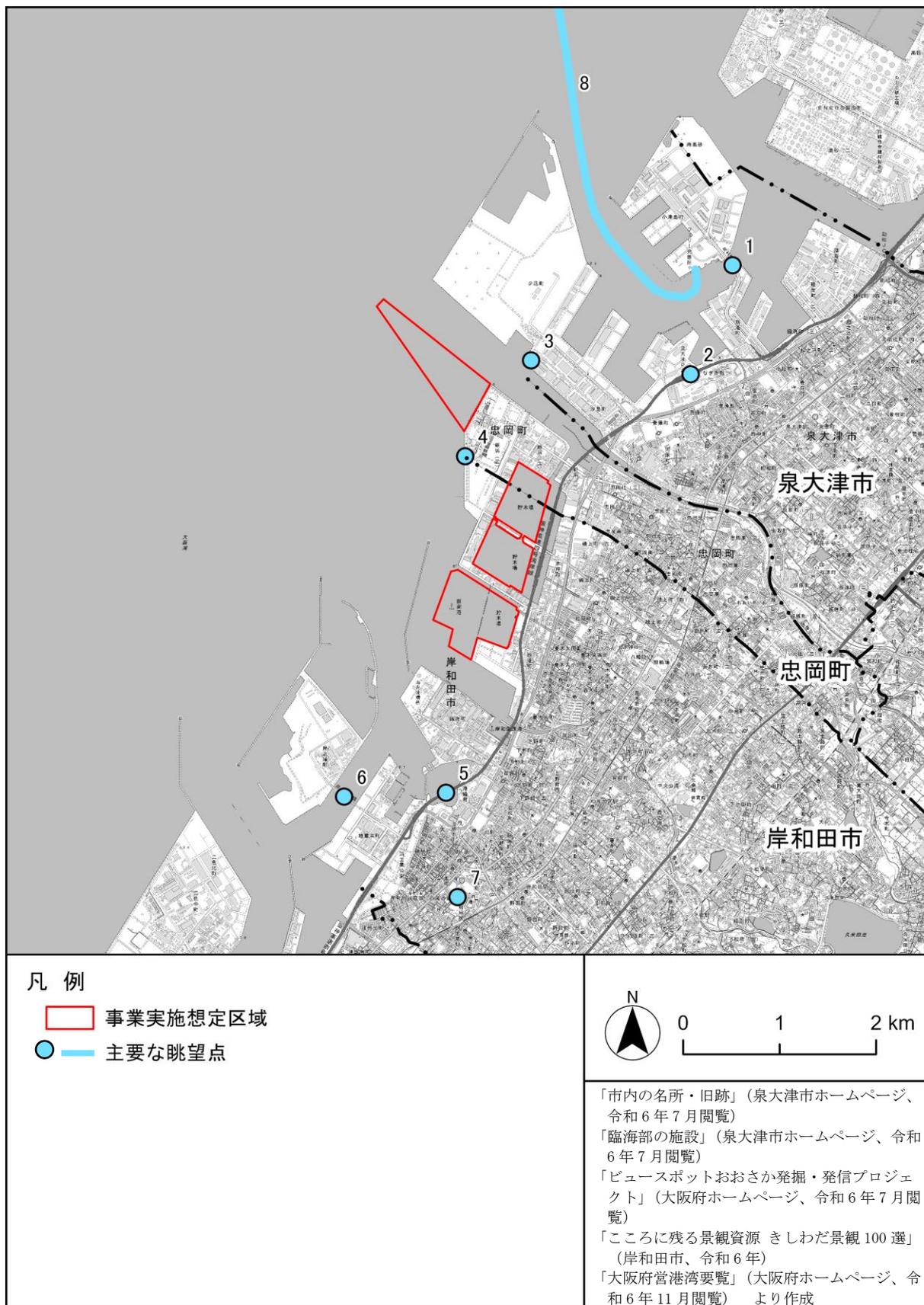


図 3.1-22 主要な眺望点の位置

2) 景観資源

事業実施想定区域周辺の景観資源は表 3.1-44 及び図 3.1-23 のとおりである。

「第3回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」(平成元年、環境庁)によると、事業実施想定区域周辺には景観資源は存在しない。

既存資料で挙げられている景観資源のうち事業実施想定区域の近傍に存在する景観資源を選定した。

表 3.1-44 景観資源の状況

図中番号	景観資源
1	木材町の貯木場周辺(眺望)

注：図中番号は、図 3.1-23 の番号に対応する。

出典：「こころに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)

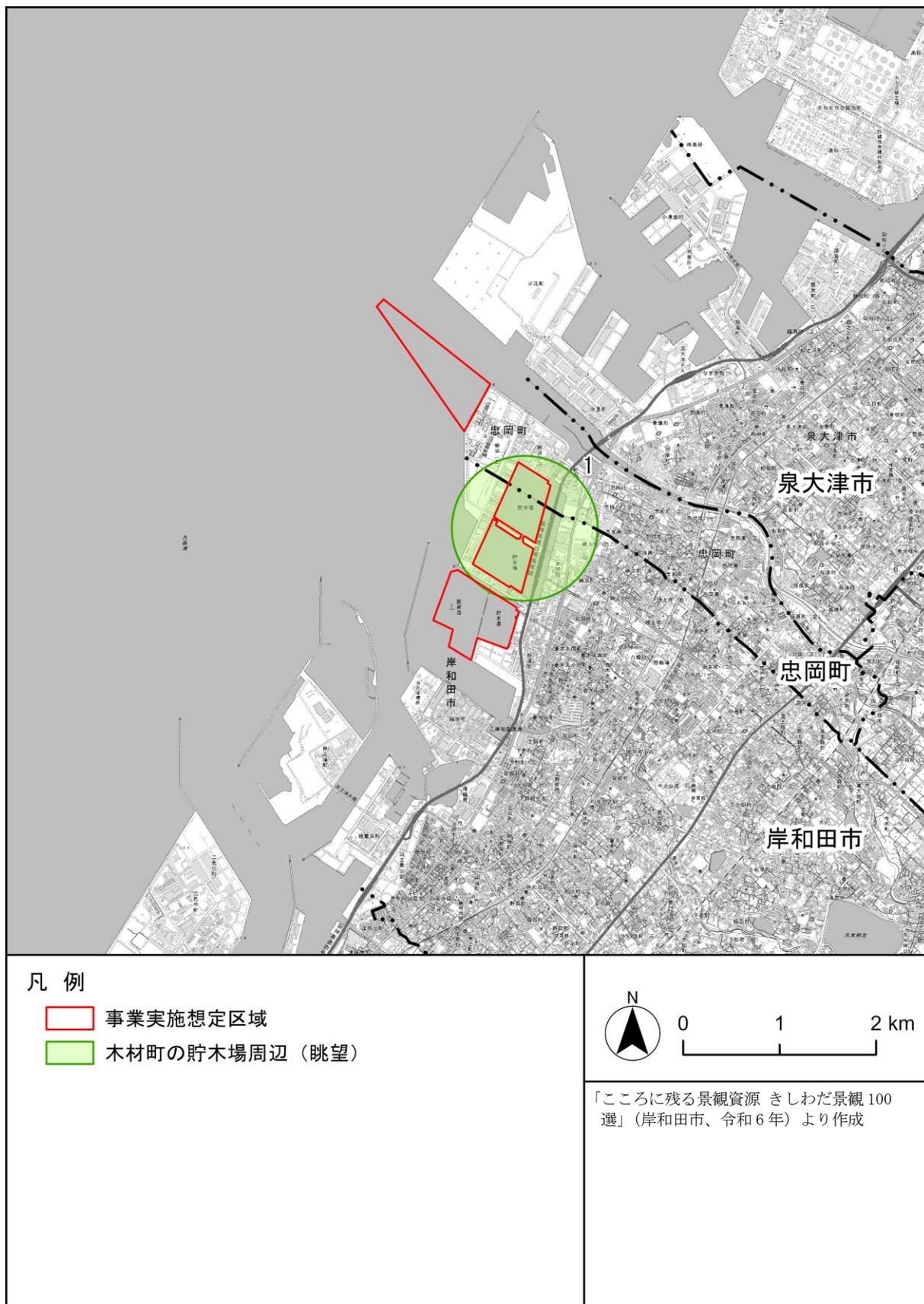


図 3.1-23 景観資源の位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 3.1-45 及び図 3.1-24 のとおりである。

既存資料で挙げられている人と自然との触れ合いの活動の場のうち事業実施想定区域の近傍に存在する地点を選定した。

表 3.1-45 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

図中 番号	名称	出典
1	泉大津マリーナ	1、2
2	汐見公園	3
3	大津川河口	4
4	Excellent Marina エクセロンマリンタダオカ	2、5
5	新浜緑地	6
6	阪南港岸和田新東防波堤灯台	7
7	春木八幡山遺跡（八幡山公園）	8
8	阪南マリーナ	2
9	岸和田マリーナ	2

注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。

2. 表中の「出典」の番号は、以下の出典の番号に対応する。

- 出典：1. 「泉大津を楽しむ」（泉大津市 HP、令和 6 年 7 月閲覧）
2. 「海しる」（海上保安庁ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）
3. 「臨海部の施設」（泉大津市ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）
4. 「令和 5 年度 第 16 回大阪湾生き物一斉調査について」（大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト、令和 6 年 10 月閲覧）
5. 「Excellent Marina エクセロンマリンタダオカ ホームページ」（令和 6 年 7 月閲覧）
6. 「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」（大阪府ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）
7. 「こころに残る景観資源 きしわだ景観 100 選」（岸和田市、令和 6 年）
8. 「きしわだ SIDE 岸和田市魅力発信サイト」（岸和田市ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）

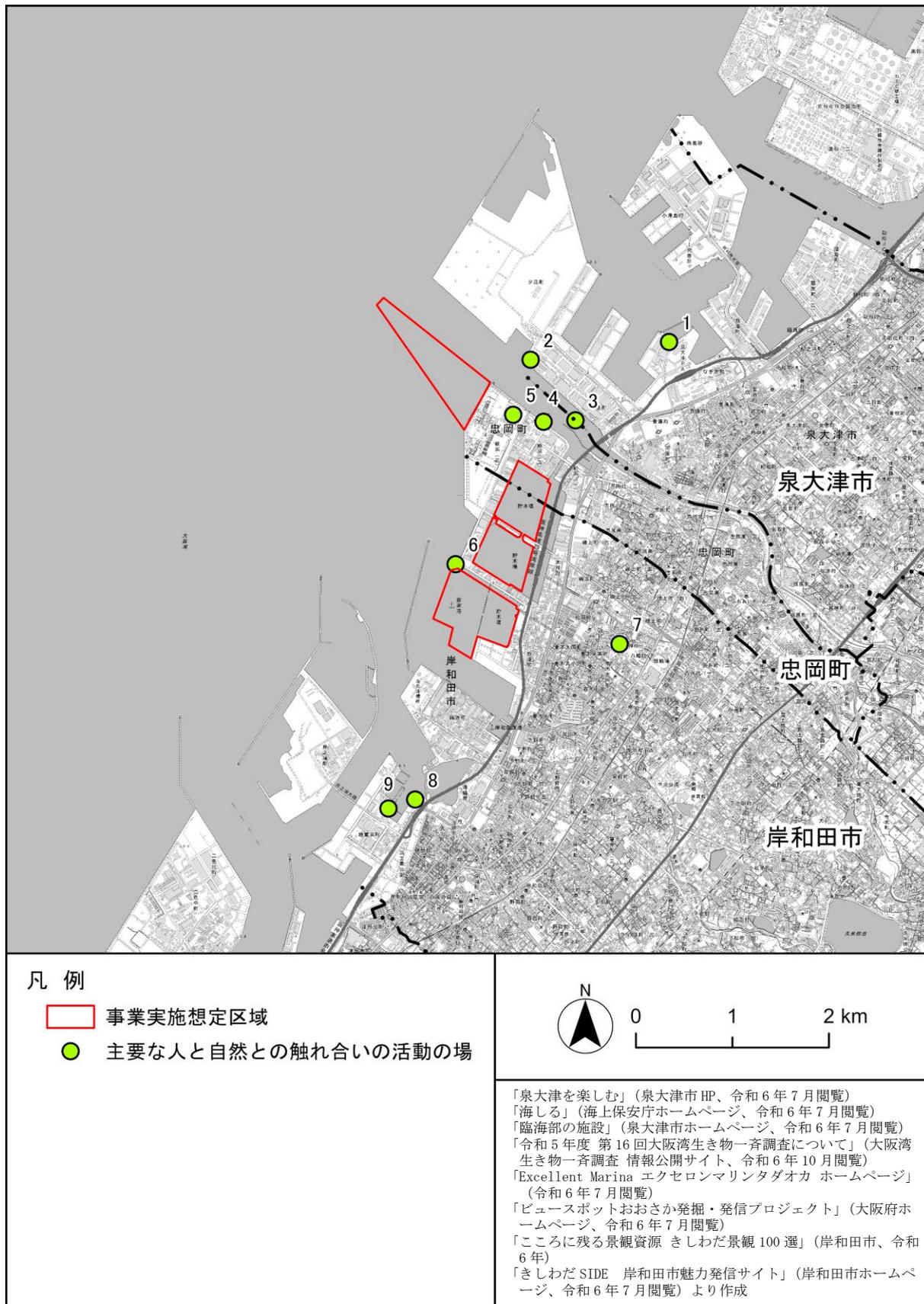


図 3.1-24 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

事業実施想定区域周辺の人口、人口密度及び世帯数は表 3.2-1、人口動態（令和5年度）は表 3.2-2 のとおりである。

表 3.2-1 人口、人口密度及び世帯数の状況（令和元年～令和5年）

市・町	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
泉大津市	人口(人)	74,627	74,412	73,961	73,375	73,171
	男(人)	35,349	35,224	35,071	34,759	34,592
	女(人)	39,278	39,188	38,890	38,616	38,579
	人口密度(人/km ²)	5,207	5,192	5,161	5,120	5,106
	世帯数(世帯)	32,149	32,516	32,681	32,837	33,173
忠岡町	人口(人)	16,745	16,567	16,438	16,332	16,212
	男(人)	8,014	7,965	7,913	7,842	7,767
	女(人)	8,731	8,602	8,525	8,490	8,445
	人口密度(人/km ²)	4,218	4,173	4,141	4,114	4,084
	世帯数(世帯)	6,734	6,749	6,763	6,837	6,900
岸和田市	人口(人)	191,494	190,658	188,815	187,283	186,011
	男(人)	90,943	90,424	89,510	88,758	88,115
	女(人)	100,551	100,234	99,305	98,525	97,896
	人口密度(人/km ²)	2,633	2,622	2,596	2,575	2,558
	世帯数(世帯)	78,243	79,073	79,272	79,856	80,509

注:1. 各市・町全体での値を示す。
2. 各年10月1日時点の値を示す。

「令和5年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和6年）より作成

表 3.2-2 人口動態(令和5年度)

(単位:人)

市・町	項目	自然増減		社会増減	増減総数	
		出生	死亡			
泉大津市		-275	545	820	68	-207
忠岡町		-152	82	234	-29	-181
岸和田市		-1,335	1,182	2,517	-105	-1,440

注:1. 各市・町全体での値を示す。
2. 令和5年4月1日～令和6年3月31日における人口増減を示す。
3. 出生・死亡の差を自然増減とし、人口増減総数から自然増減を差し引いたものを社会増減としている。

「大阪府毎月推計人口（令和6年4月1日現在）」（大阪府ホームページ、令和6年6月閲覧）より作成

(2) 産業

1) 生産量及び生産額等

① 農業

事業実施想定区域周辺の農家数及び経営耕地面積（令和2年）は表3.2-3のとおりである。

泉大津市の農家総数は125戸で、そのうち19戸が販売農家である。忠岡町の農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。岸和田市の農家総数は1,094戸で、そのうち401戸が販売農家である。

表 3.2-3 農家数及び経営耕地面積（令和2年）

市・町	項目 総数 (戸)	農家数		経営耕地面積 (a)
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)	
泉大津市	125	19	106	2,820
忠岡町	58	14	44	1,504
岸和田市	1,094	401	693	39,277

注：1. 各市・町全体での値を示す。

2. 令和2年2月1日時点の値を示す。

「令和5年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和6年）より作成

事業実施想定区域周辺の農業産出額（令和4年）は表3.2-4のとおりである。

泉大津市では米及び野菜の産出額が最も多く、それぞれ約2,000万円である。忠岡町及び岸和田市では野菜の産出額が最も多く、忠岡町では約2,000万円、岸和田市では約12億1,000万円である。

表 3.2-4 農業産出額（令和 4 年）

（単位：1,000 万円）

項目		市・町			項目		市・町		
		泉大津市	忠岡町	岸和田市			泉大津市	忠岡町	岸和田市
耕種	小計	9	3	243	畜産	小計	-	-	3
	米	2	1	15		肉用牛	-	-	-
	麦類	x	-	-		乳用牛	-	-	1
	雑穀	-	-	-		生乳	-	-	x
	豆類	-	-	0		豚	-	-	-
	いも類	0	-	2		鶏	-	-	2
	野菜	2	2	121		鶏卵	-	-	x
	果実	1	-	96		ブロイラー	-	-	-
	花き	x	-	8		その他畜産物	-	-	-
	工芸農作物	-	-	0		加工農産物	-	-	-
	茶	-	-	-					
	その他作物	-	-	x					
						総額	9	3	247

- 注：1. 各市・町全体での値を示す。
 2. 「0」は数値が単位に満たないもの、「-」は事実のないものを示す。
 3. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
 4. 総額は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「令和 4 年市町村別農業産出額（推計）」（総務省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）より作成

② 林業

事業実施想定区域周辺の所有形態別林野面積（令和 2 年）は表 3.2-5 のとおりである。
 岸和田市における林野面積は 1,942ha である。

表 3.2-5 所有形態別林野面積（令和 2 年）

（単位：ha）

市・町	項目	総数	国有	民有	
				公有	私有
				泉大津市	-
忠岡町	-	-	-	-	
岸和田市	1,942	-	50	1,892	

- 注：1. 各市・町全体での値を示す。
 2. 「-」は事実のないものを示す。

「2020 年農林業センサス」（総務省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）より作成

③ 水産業

事業実施想定区域周辺の漁業種類別経営体数(平成30年)は表3.2-6のとおりである。

泉大津市及び岸和田市では刺網の経営体数が最も多く、忠岡町では船びき網の経営体数が最も多い。

表 3.2-6 漁業種類別経営体数(平成30年)

(単位：経営体)

市・町	泉大津市	忠岡町	岸和田市
底びき網	-	-	16
船びき網	1	6	15
まき網	-	-	4
刺網	10	3	22
さんま棒受網	-	-	-
大型定置網	-	-	-
さけ定置網	-	-	-
小型定置網	-	1	-
その他の網漁業	-	-	-
はえ縄	-	-	-
釣	5	-	4
小型捕鯨	-	-	-
潜水器漁業	-	-	-
採貝・採藻	-	-	-
その他の漁業	5	4	15
海面養殖	-	-	2
経営体数 合計	11	10	53

注：1. 各市・町全体での値を示す。

2. 「-」は事実のないものを示す。

3. 各項目の経営体数は複数回答であるため、合計と一致しない。

「2018年漁業センサス 第3巻 海面漁業に関する統計(市区町村編)」(総務省ホームページ、令和6年7月閲覧)より作成

事業実施想定区域周辺の主要な漁業種類別漁獲量（平成 30 年）は表 3.2-7、主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）は表 3.2-8 のとおりである。

岸和田市における漁業種類別漁獲量の合計は 5,684 t でまき網による漁獲量が 4,104 t と最も多くなっており、魚種別漁獲量はいわし類の漁獲量が 2,744 t と最も多くなっている。

表 3.2-7 主要な漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目	市・町		
	泉大津市	忠岡町	岸和田市
底びき網	-	-	205
船びき網	x	x	1,348
まき網	-	-	4,104
刺網	x	x	18
敷網	-	-	-
定置網	-	x	-
その他の網漁業	-	-	-
はえ縄	-	-	-
はえ縄以外の釣	x	-	1
採貝・採藻	-	-	-
その他の漁業	-	x	9
漁獲量 合計	x	x	5,684

- 注：1. 各市・町全体での値を示す。
 2. 「-」は事実のないものを示す。
 3. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値が公表されていないものを示す。
 4. 漁獲量合計は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「海面漁業生産統計調査 平成 30 年産市町村別データ」（総務省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）より作成

表 3.2-8 主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目	市・町			項目	市・町		
	泉大津市	忠岡町	岸和田市		泉大津市	忠岡町	岸和田市
魚類	x	x	5,636	いさき	—	—	—
まぐろ類	—	—	—	さわら類	x	—	17
かじき類	—	—	—	すずき類	x	x	100
かつお類	—	—	—	いかなご	x	x	88
さめ類	—	—	1	あまだい類	—	—	—
さけ・ます類	—	—	—	ふぐ類	—	—	2
このしろ	x	—	399	その他の魚類	x	x	1,935
にしん	—	—	—	えび類	—	—	26
いわし類	x	x	2,744	いせえび	—	—	—
まいわし	x	—	935	くるとまえび	—	—	—
うるめいわし	—	—	—	その他のえび類	—	—	26
かたくちいわし	x	—	549	かに類	x	x	4
しらす	x	x	1,260	ずわいがに	—	—	—
あじ類	x	x	54	べにずわいがに	—	—	—
まあじ	x	x	53	がざみ類	x	x	4
むろあじ類	—	—	1	その他のかに類	x	x	0
さば類	x	x	112	おきあみ類	—	—	—
さんま	—	—	—	貝類	—	—	1
ぶり類	x	x	3	あわび類	—	—	—
ひらめ・かれい類	—	x	24	さざえ	—	—	—
ひらめ	—	x	1	あさり類	—	—	—
かれい類	—	x	24	ほたてがい	—	—	—
たら類	—	—	—	その他の貝類	—	—	1
ほっけ	—	—	—	いか類	—	—	x
きちじ	—	—	—	たこ類	x	x	x
はたはた	—	—	—	うに類	—	—	—
にぎす類	—	—	—	海産ほ乳類	—	—	—
あなご類	—	—	8	その他の水産動物類	x	—	8
たちうお	x	—	37	海藻類	—	—	—
たい類	x	x	110				
まだい	—	x	28				
ちだい・きだい	—	—	—				
くろだい・へだい	x	x	82				
				漁獲量 合計	x	x	5,684

注：1. 各市・町全体での値を示す。

2. 「—」は事実のないものを示す。

3. 「0」は漁獲量が1t未満ものを示す。

4. 「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値が公表されていないものを示す。

5. 漁獲量「0」及び「x」の計算処理の関係で、漁獲量合計は個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「海面漁業生産統計調査 平成 30 年産市町村別データ」（総務省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）より作成

④ 商業

事業実施想定区域周辺の卸売業・小売業の状況(令和3年)は表3.2-9のとおりである。

泉大津市における事業所数は526所、従業者数は5,309人、年間商品販売額は約314,577百万円である。忠岡町における事業所数は109所、従業者数は805人、年間商品販売額は約34,785百万円である。岸和田市における事業所数は1,261所、従業者数は10,271人、年間商品販売額は約301,620百万円である。

表 3.2-9 卸売業・小売業の状況(令和3年)

市・町	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
泉大津市	526	5,309	314,577
忠岡町	109	805	34,785
岸和田市	1,261	10,271	301,620

注：1. 各市・町全体での値を示す。
2. 令和3年6月1日時点の値を示す。

「令和3年経済センサス-活動調査」(経済産業省、令和5年)より作成

⑤ 製造業

事業実施想定区域周辺の製造品出荷額等(令和2年)並びに事務所数及び従業者数の状況(令和3年)は表3.2-10のとおりである。

泉大津市における事業所数は117所、従業者数は3,421人、製造品出荷額等は約13,261,166万円である。忠岡町における事業所数は61所、従業者数は1,656人、製造品出荷額等は約6,048,178万円である。岸和田市における事業所数は274所、従業者数は7,918人、製造品出荷額等は約22,761,639万円である。

表 3.2-10 製造業の状況(令和2・3年)

市・町	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
泉大津市	117	3,421	13,261,166
忠岡町	61	1,656	6,048,178
岸和田市	274	7,918	22,761,639

注：1. 各市・町全体での値を示す。
2. 事業所数および従業者数については令和3年6月1日時点の値、製造品出荷額等については令和2年1～12月の1年間の値を示す。

「令和5年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和6年)より作成

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

事業実施想定区域周辺の土地利用区分別面積（令和5年）は表3.2-11のとおりである。
各市町で最も多い地目は宅地である。

表 3.2-11 土地利用区分別面積（令和5年）

（単位：m²）

市・町		項目	泉大津市	忠岡町	岸和田市
		評価総地積		6,375,166	2,010,389
地 目 別 民 有 地	田	278,327	97,035	5,875,929	
	畑	51,499	55,574	5,483,091	
	宅地	5,814,782	1,748,765	16,734,386	
	山林	-	-	4,732,399	
	原野	-	-	295,196	
	池沼	-	-	1,006	
	雑種地（鉄軌道）	42,833	24,640	135,789	
	雑種地（鉄軌道を除く）	187,725	84,375	2,546,673	

- 注：1. 各市・町全体での値を示す。
2. 令和5年1月1日時点の値を示す。
3. 「-」は皆無又は該当数値がないものを示す。

「令和5年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和6年）より作成

事業実施想定区域周辺の用途地域別面積（令和４年）は表 3.2-12 に、用途地域の指定状況は図 3.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域は準工業地域又は工業専用地域に隣接している。

表 3.2-12 用途地域別面積（令和４年）

（単位：ha）

市・町 \ 項目	泉大津市	忠岡町	岸和田市
総面積	1,434.4	385.5	2,909.0
第一種低層住居専用地域	28.2	-	391.3
第二種低層住居専用地域	-	-	2.9
第一種中高層専用地域	143.2	25.0	332.8
第二種中高層専用地域	75.6	8.7	91.6
第一種住居地域	105.3	71.0	1,056.2
第二種住居地域	122.5	15.0	137.3
準住居地域	28.6	-	52.8
近隣商業地域	18.4	7.8	107.6
商業地域	8.2	-	30.5
準工業地域	819.3	233.0	541.6
工業地域	22.1	-	57.7
工業専用地域	63.0	25.0	106.7

- 注：1. 各市・町全体での値を示す。
 2. 令和４年３月３１日時点の値である。
 3. 「-」は皆無又は該当数値がないものを示す。

「令和５年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和６年）より作成

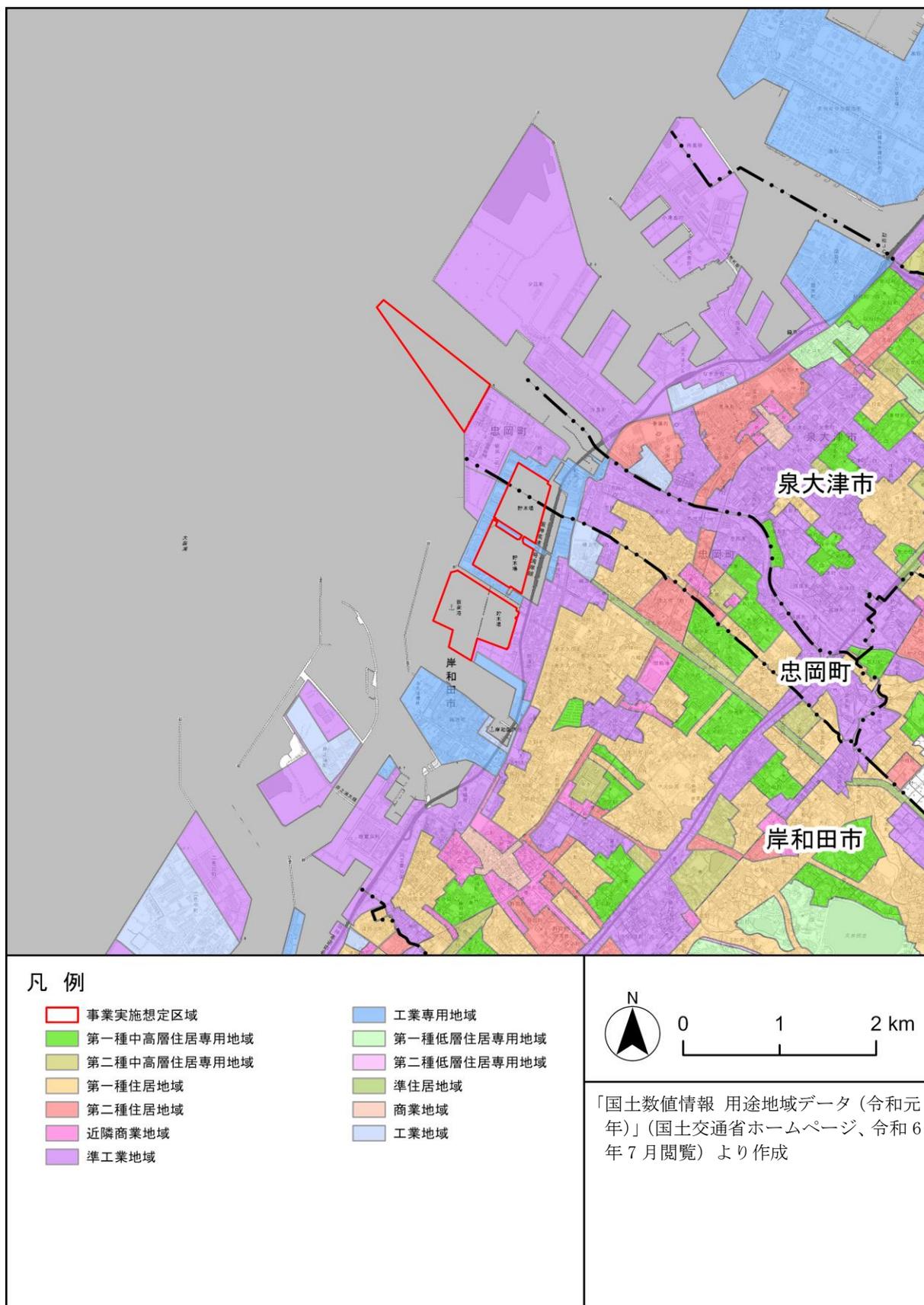


図 3.2-1 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用

事業実施想定区域周辺の河川は図 3.1-3 のとおりである。事業実施想定区域周辺には二級河川の大津川及び春木川等が存在する。大津川及び春木川水系の河川水は農業用水に利用されている^{3,4}。

(2) 海域の利用

事業実施想定区域周辺の海域の利用状況は図 3.2-2 のとおりである。

事業実施想定区域周辺の海域は大部分が「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)に基づき、堺泉北港港湾区域及び阪南港港湾区域に指定されているほか、「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)に定められた岸和田航路がある。

なお、事業実施想定区域周辺の海域には漁業権は設定されていない。

(3) 地下水の利用

事業実施想定区域周辺での地下水の利用状況(令和 4 年)は表 3.2-13 のとおりである。

事業実施想定区域周辺は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づき、図 3.2-3 のとおり地下水の採水規制地域に指定されている。

表 3.2-13 地下水の利用状況(令和 4 年)

(単位:千 m³/日)

項目 地域	工業用	上水用	公共用	農業用	一般用	合計
泉州地域	28	17	9	1	3	57

注:合計は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と一致しない。

「大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について(令和 4 年)」(大阪府、令和 6 年 7 月閲覧)
より作成

³ 「大津川水系河川整備基本方針」(大阪府ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)

⁴ 「春木川水系河川整備計画」(大阪府、平成 27 年)

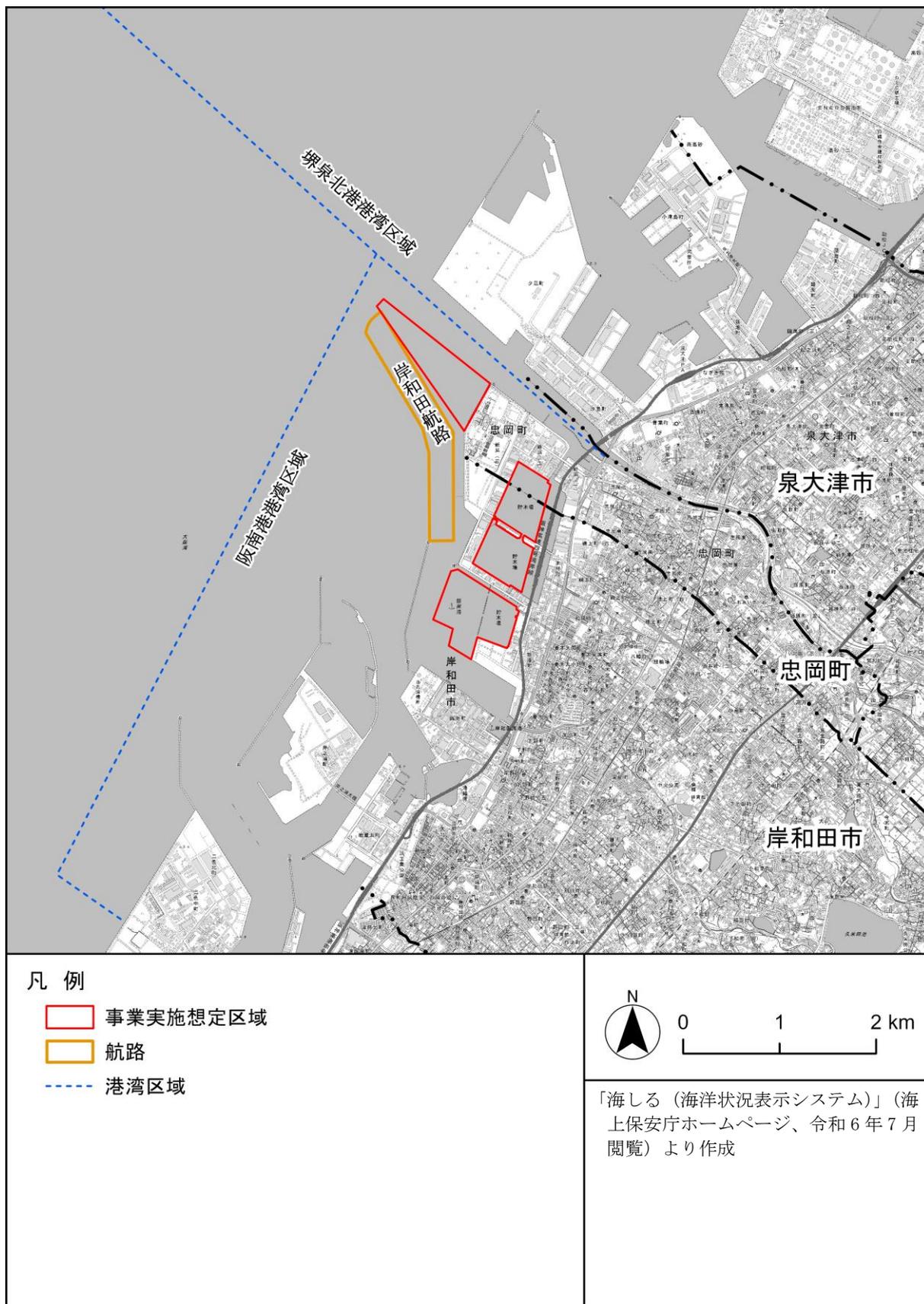


図 3.2-2 海域の利用の状況

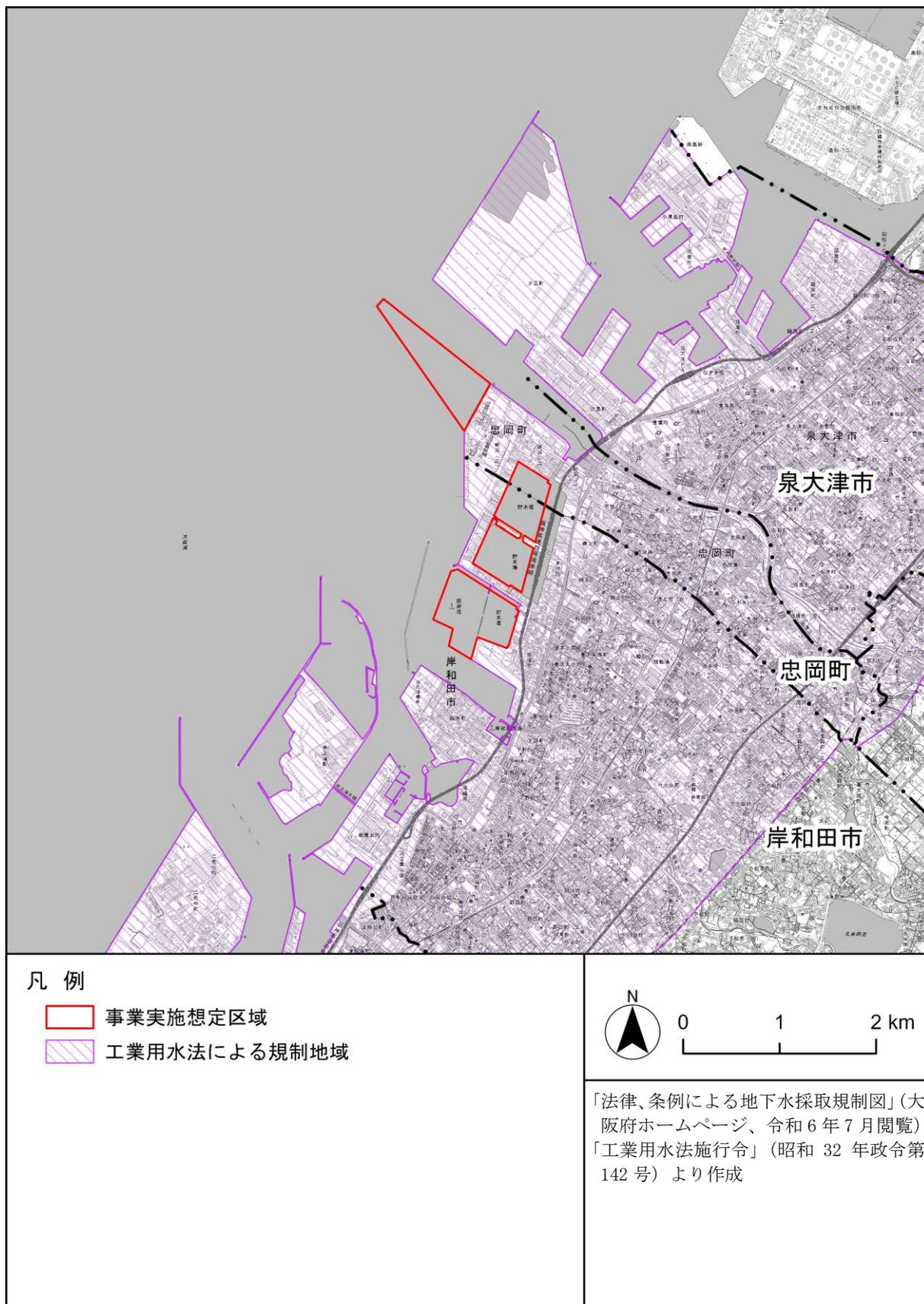


図 3.2-3 地下水の採水規制地域

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

1) 道路

事業実施想定区域周辺の主要な道路の状況は図 3.2-4 のとおりである。

事業実施想定区域周辺では主要な道路で図 3.2-4 に示す 16 地点で交通量調査が実施されており、調査結果は表 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-14 交通量の調査結果（令和 3 年度）

（単位：台）

図中 番号	道路 種別	路線	交通量観測地点	交通量	
				昼間	全日
1	都市 高速 道路	阪神高速湾岸線	高石市高師浜丁	50,612	66,649
2		阪神高速湾岸線	泉大津市臨海町 1 丁目	48,102	63,185
3		阪神高速湾岸線	忠岡町新浜 1 丁目	45,231	59,664
4		阪神高速湾岸線	岸和田市港緑町	39,766	52,634
5		阪神高速湾岸線	貝塚市港	35,290	46,984
6	主要 地方道	大阪臨海線	高石市千代田 6 丁目	22,306	32,344
7		大阪臨海線	泉大津市臨海町 1 丁目	35,744	50,042
8		大阪臨海線	岸和田市新港町～岸和田市木材町	25,199	34,271
9		富田林泉大津線(新)	泉大津市東助松町 4 丁目	9,789	13,019
10		泉大津美原線	泉大津市曾根町 3 丁目	2,886	3,569
11		富田林泉大津線	泉大津市我孫子	9,108	11,749
12		岸和田牛滝山貝塚線(新)	岸和田市吉井町 2 丁目	24,383	33,161
13	大阪和泉南線	和泉市和気町 1 丁目	6,029	7,748	
14	一般 府道	大津港線	泉大津市本町	5,540	7,036
15		和気岸和田線	忠岡町高月南 3 丁目	2,900	3,683
16		春木大町線(旧)	岸和田市下池田町 2 丁目	5,441	6,856

注：1. 図中番号は、図 3.2-4 の番号に対応する。

2. 昼間は、平日の午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。

「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（国土交通省、令和 6 年 7 月閲覧）

「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）大阪府域 交通量図」（大阪府ホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

2) 鉄道

事業実施想定区域周辺の主要な鉄道の状況は図 3.2-4 のとおりである。

事業実施想定区域周辺には南海電気鉄道株式会社（南海電鉄）南海線及び西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）阪和線・羽衣線が南北方向に延びている。



図 3.2-4 交通網及び交通量調査地点

(2) 海上交通

堺泉北港及び阪南港の入港船舶隻数等（令和4年）は表3.2-15のとおりである。

表 3.2-15 入港船舶隻数等の状況（令和4年）

港湾 \ 項目	総入港船舶		うち外航船	
	隻数（隻）	総トン数（t）	隻数（隻）	総トン数（t）
堺泉北港	27,910	72,582,084	1,417	40,745,054
阪南港	4,881	1,988,665	62	327,353

港湾 \ 項目	外貿貨物		内貿貨物	
	輸出（t）	輸入（t）	移出（t）	移入（t）
堺泉北港	2,905,542	19,279,560	16,041,102	21,307,931
阪南港	91,930	162,848	52,575	1,593,195

「令和5年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和6年）より作成

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の概況

(1) 学校、病院等

事業実施想定区域周辺における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の数表 3.2-16、これらの施設の位置は図 3.2-5～図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-16 学校、病院等の施設数

項目 市・町	保育所	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校
泉大津市	2	3	13	8	3	1
忠岡町	0	0	3	2	1	0
岸和田市	14	24	26	24	11	6

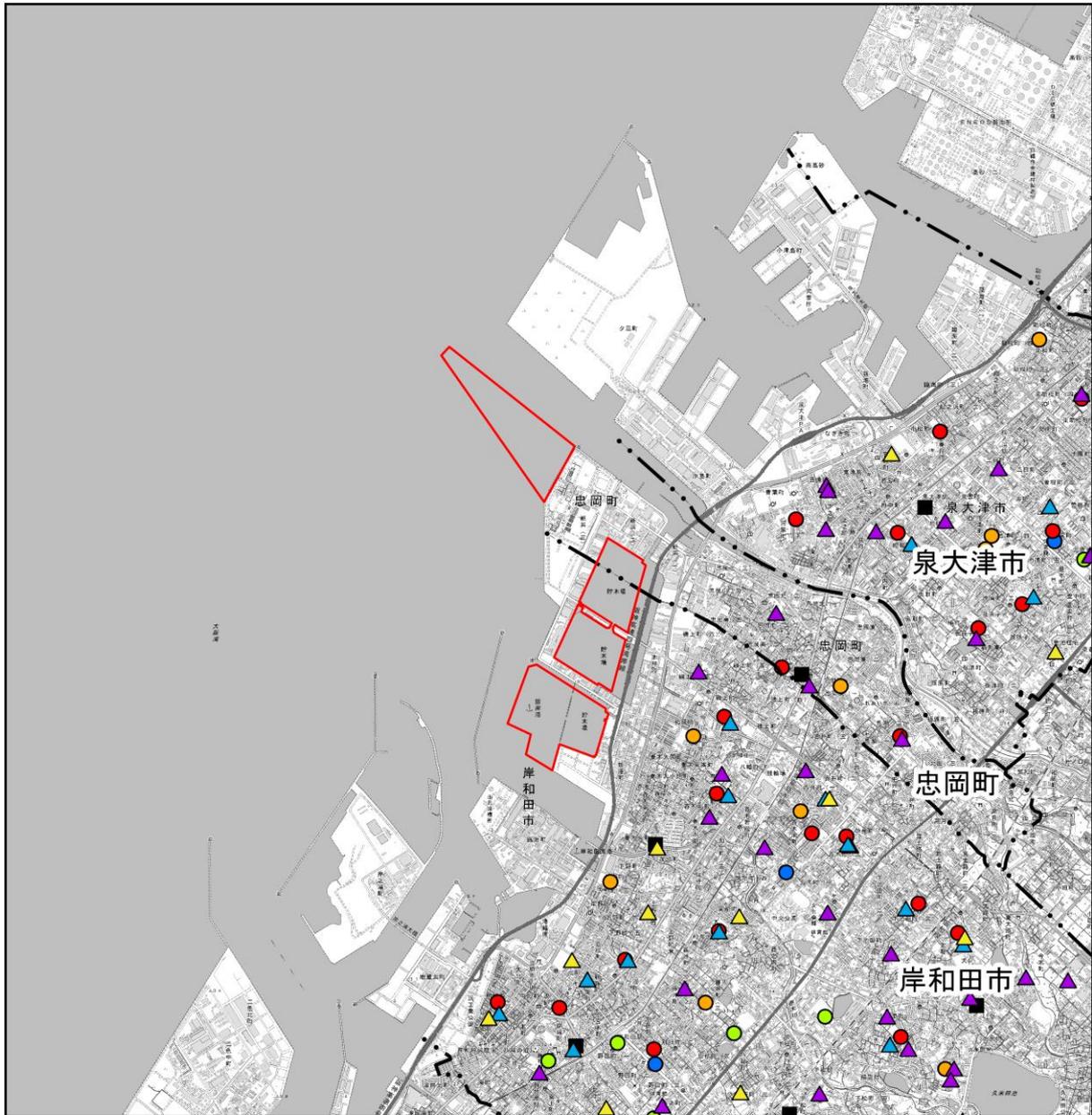
項目 市・町	特別支援 学校	専修学校	図書館	老人福祉 施設	医療施設	
					病院	診療所
泉大津市	0	3	1	11	4	66
忠岡町	0	0	1	3	1	14
岸和田市	1	4	6	20	17	141

注：各市・町全体での値を示す。

- 「認可保育所情報」（大阪府ホームページ、令和 6 年 11 月閲覧）
- 「国土数値情報 学校データ（令和 5 年）」（国土交通省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）
- 「認定こども園情報」（大阪府ホームページ、令和 6 年 11 月閲覧）
- 「図書館 シープラ」（泉大津市ホームページ、令和 6 年 10 月閲覧）
- 「図書館利用案内」（忠岡町ホームページ、令和 6 年 10 月閲覧）
- 「令和 6 年度 図書館概要」（岸和田市立図書館、令和 6 年）
- 「国土数値情報 福祉施設データ（令和 5 年）」（国土交通省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧）
- 「国土数値情報 医療機関データ（令和 2 年）」（国土交通省ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧） より作成

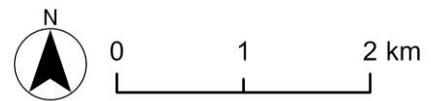
(2) 住宅

事業実施想定区域に接する地域は図 3.2-1 のとおり「準工業地域」、「工業専用地域」に指定されている。



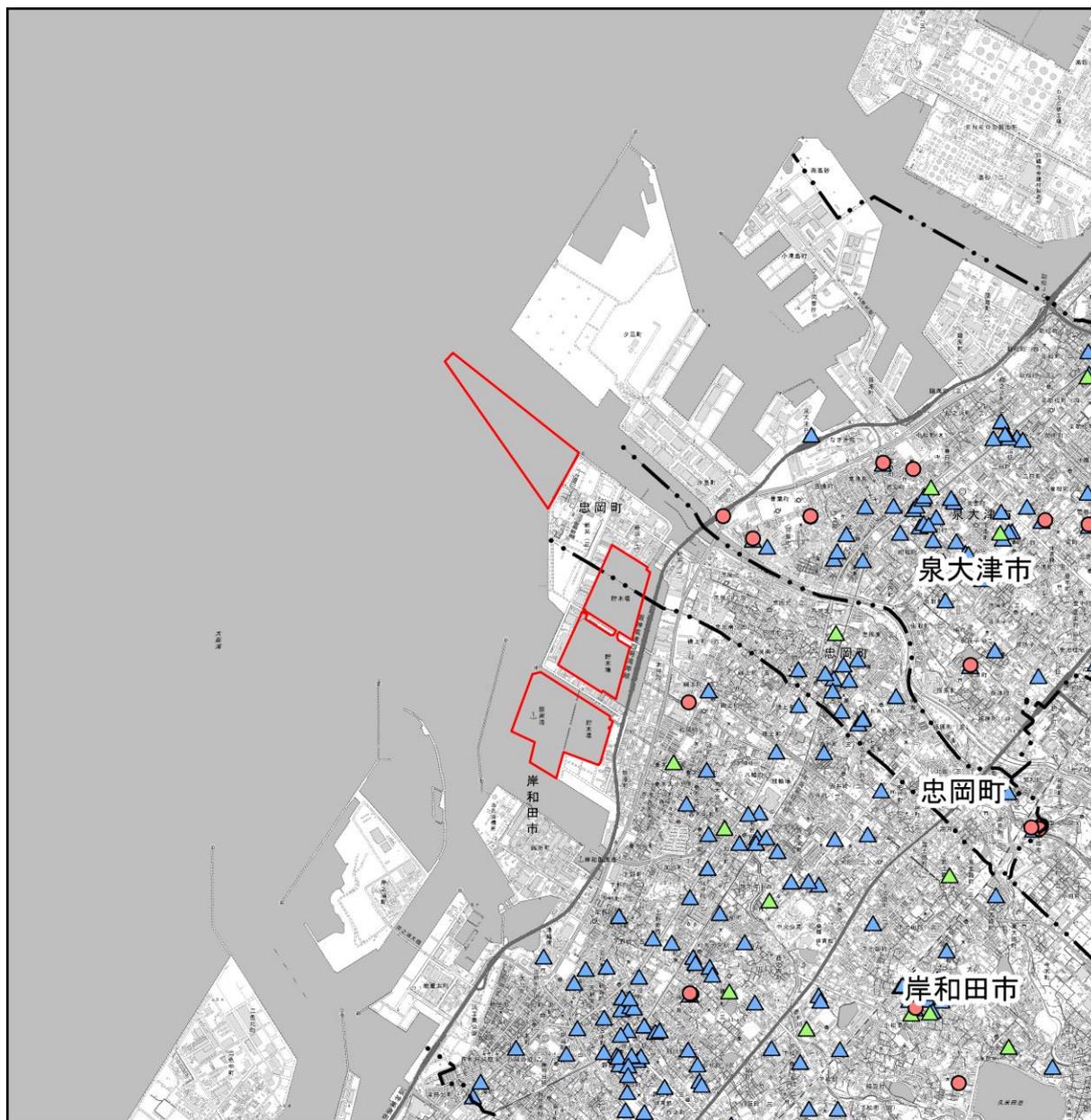
凡 例

- 事業実施想定区域
- ▲ 保育所
- ▲ 幼稚園
- ▲ 幼保連携型認定こども園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 専修学校
- 図書館



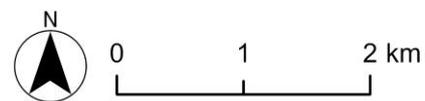
「認可保育所情報」(大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧)
 「国土数値情報 学校データ (令和5年)」(国土交通省ホームページ、令和6年7月閲覧)
 「認定こども園情報」(大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧)
 「図書館 シーブラ」(泉大津市ホームページ、令和6年10月閲覧)
 「図書館利用案内」(忠岡町ホームページ、令和6年10月閲覧)
 「令和6年度 図書館概要」(岸和田市立図書館、令和6年) より作成

図 3.2-5 学校等の位置



凡例

- 事業実施想定区域
- 老人福祉施設
- ▲ 病院
- ▲ 診療所



「国土数値情報 福祉施設データ（令和5年）」（国土交通省ホームページ、令和6年7月閲覧）
 「国土数値情報 医療機関データ（令和2年）」（国土交通省ホームページ、令和6年7月閲覧）より作成

図 3.2-6 病院等の位置

3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施想定区域周辺での下水道の整備状況（令和4年度）は表3.2-17のとおりである。
事業実施想定区域周辺での下水道普及率は96.2～97.4%となっている。

表 3.2-17 下水道整備状況（令和4年度）

項目 市・町	行政人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
泉大津市	73,128	71,131	97.3	64,291	90.4
忠岡町	16,661	16,225	97.4	14,974	92.3
岸和田市	188,834	181,662	96.2	169,404	93.3

注：1. 各市・町全体での値を示す。
2. 令和4年度末時点の値を示す。

「令和5年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和6年）より作成

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域等の状況

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準等

① 水質汚濁

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき、表3.2-18～表3.2-20のとおり定められている。

事業実施想定区域周辺での水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定状況は図3.2-7のとおりである。

表 3.2-18 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする (海域もこれに準ずる。)</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3. 水道 1 級を利用目的としている地点 (自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (海域もこれに準ずる。)</p> <p>5. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-18 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年平均値とする (海域もこれに準ずる。)				

「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成

表 3.2-19 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 4. 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-19 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種 及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-19 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-19 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

表 3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域、地下水）

項目	基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下、「規格」という。）K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）より作成

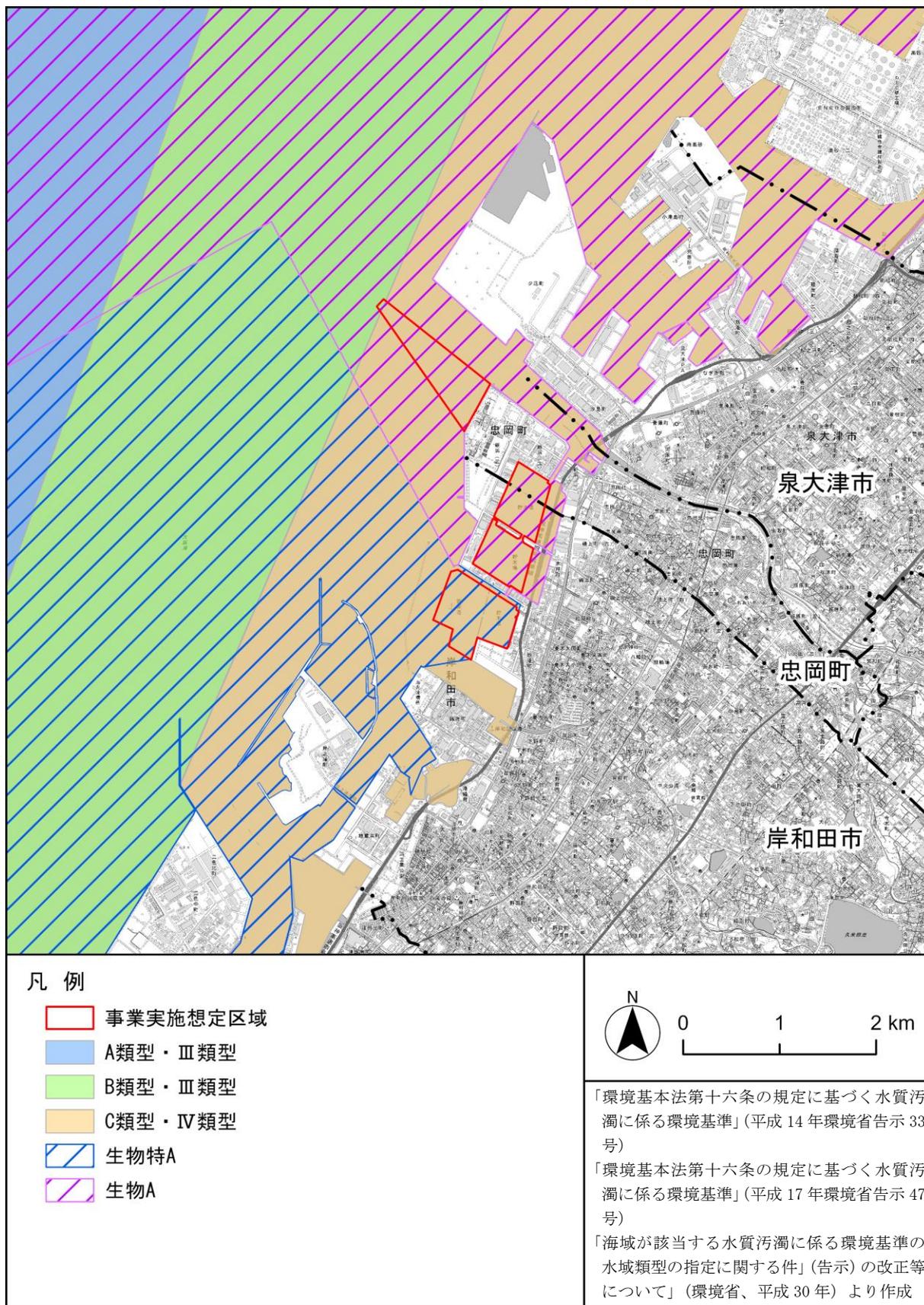


図 3.2-7 環境基準の類型指定 (海域)

② 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は「環境基本法」に基づき、表 3.2-21 のとおり定められている。

表 3.2-21 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L に付き 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）より作成

③ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、表 3.2-22 のとおり定められている。

表 3.2-22 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気の大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成

2) 規制基準等

① 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)等に基づき、工場及び事業場から排出される排水について、表 3.2-23～表 3.2-25 のとおり規制基準が定められている。

表 3.2-23 水質汚濁に係る排水基準（有害物質、一律排出基準及び上乘せ排水基準）

有害物質の種類	一律排出基準 (mg/L)	上乘せ排水基準 (mg/L)	
		上水道水源地域	その他の地域
カドミウム及びその化合物	0.03	0.003	0.03
シアン化合物	1	検出されないこと	1
有機リン化合物（パリンオン、メチルパリンオン、メチルメトン及びEPNに限る。）	1	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.01	0.1
六価クロム化合物	0.2	0.02	0.2
砒素及びその化合物	0.1	0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	検出されないこと	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.01	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.01 ^{注2}	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.02	0.2
四塩化炭素	0.02	0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	0.1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	1	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002	0.02
チウラム	0.06	0.006	0.06
シマジン	0.03	0.003	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.02	0.2
ベンゼン	0.1	0.01	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.01	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10	1 ^{注3}
	海域に排出されるもの	230	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8	0.8 ^{注3}
	海域に排出されるもの	15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{注1}	100	10 ^{注4}	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.05	0.5

備考

- 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）」により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは省令の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注：1. アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

2. 洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排水の量が10m³未満のもの。

3. 旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場。

4. し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの（設置する工事を行っているものを含む。）が、し尿浄化槽に係る排水を排出する排出口から排出する水については適用しない。

「水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）」（大阪府、令和6年）より作成

表 3.2-24 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目、一律排出基準）

項目		単位	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外	—	5.8～8.6
	海域	—	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）		mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質（SS）		mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量		mg/L	5
銅含有量		mg/L	3
亜鉛含有量		mg/L	2
溶解性鉄含有量		mg/L	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10
クロム含有量		mg/L	2
大腸菌群数		個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量		mg/L	120（日間平均 60）
りん含有量		mg/L	16（日間平均 8）
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 			

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号） より作成

表 3.2-25 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目、上乘せ排水基準）

区分		日平均排水量 (m ³)	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設 特定 事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30 以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30 以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30 以上	25	30	25	30	60	80
	化学工業	30 以上	25	30	25	30	20	25
	石油製品又は石炭製品製造業	30 以上 5,000 未満	25	30	25	30	40	50
		5,000 以上	10	15	10	15	30	40
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30 以上 2,000 未満	25	30	25	30	40	50
		2,000 以上 5,000 未満	20	25	20	25	35	45
		5,000 以上	10	15	10	15	30	40
	ガス業	30 以上 50 未満	50	65	50	65	150	200
		50 以上	50	65	50	65	50	65
	洗濯業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
50 以上		100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30 以上 5,000 未満	25	30	25	30	60	80	
	5,000 以上	15	20	15	20	40	50	
新設 特定 事業場	すべての業種	30 以上 200 未満	20	25	20	25	20	25
		200 以上 5,000 未満	15	20	15	20	20	25
		5,000 以上	5	10	5	10	10	15

注：事業実施想定区域周辺の沿岸域（D 区域）に適用される上乘せ排水基準を既設特定事業場・新設特定事業場別に示す。

「水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）」（大阪府、令和 6 年）より作成

② 土壌汚染

土壌汚染については「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づき、規制基準が表 3.2-26～表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-26 土壌含有量基準

特定有害物質の種類	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下
ダイオキシン類	土壌 1g につきダイオキシン類 1,000pg-TEQ 以下

注：ダイオキシン類の土壌含有量基準は「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」に基づくものである。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）より作成

表 3.2-27 土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下	検液 1L につきカドミウム 0.09mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下	検液 1L につき六価クロム 1.5mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	検液 1L につき 0.03mg 以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	検液 1L につきシアン 1mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	検液 1L につき 0.4mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下	検液 1L につきセレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下	検液 1L につき鉛 0.3mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下	検液 1L につき砒素 0.3mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下	検液 1L につきふっ素 24mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下	検液 1L につきほう素 30mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	検液 1L につき 0.003mg 以下
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及び EPN に限る)	検液中に検出されないこと	検液 1L につき 1mg 以下

「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号) より作成

③ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

事業実施想定区域周辺は揚水機の吐出口の断面積 21 cm^2 以下、ストレーナーの位置が地表面下 300m 以深と定められている。

(2) 自然関係法令等

1) 自然保護

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園及び府立自然公園は存在しない。

② 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域

事業実施想定区域周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産

事業実施想定区域周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)に基づく自然遺産は存在しない。

④ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく生息地等保護区は存在しない。

⑤ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地

事業実施想定区域周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号)により登録された湿地は存在しない。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域周辺は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づき、特定猟具使用禁止区域に指定されている。指定状況は、図 3.2-8 のとおりである。

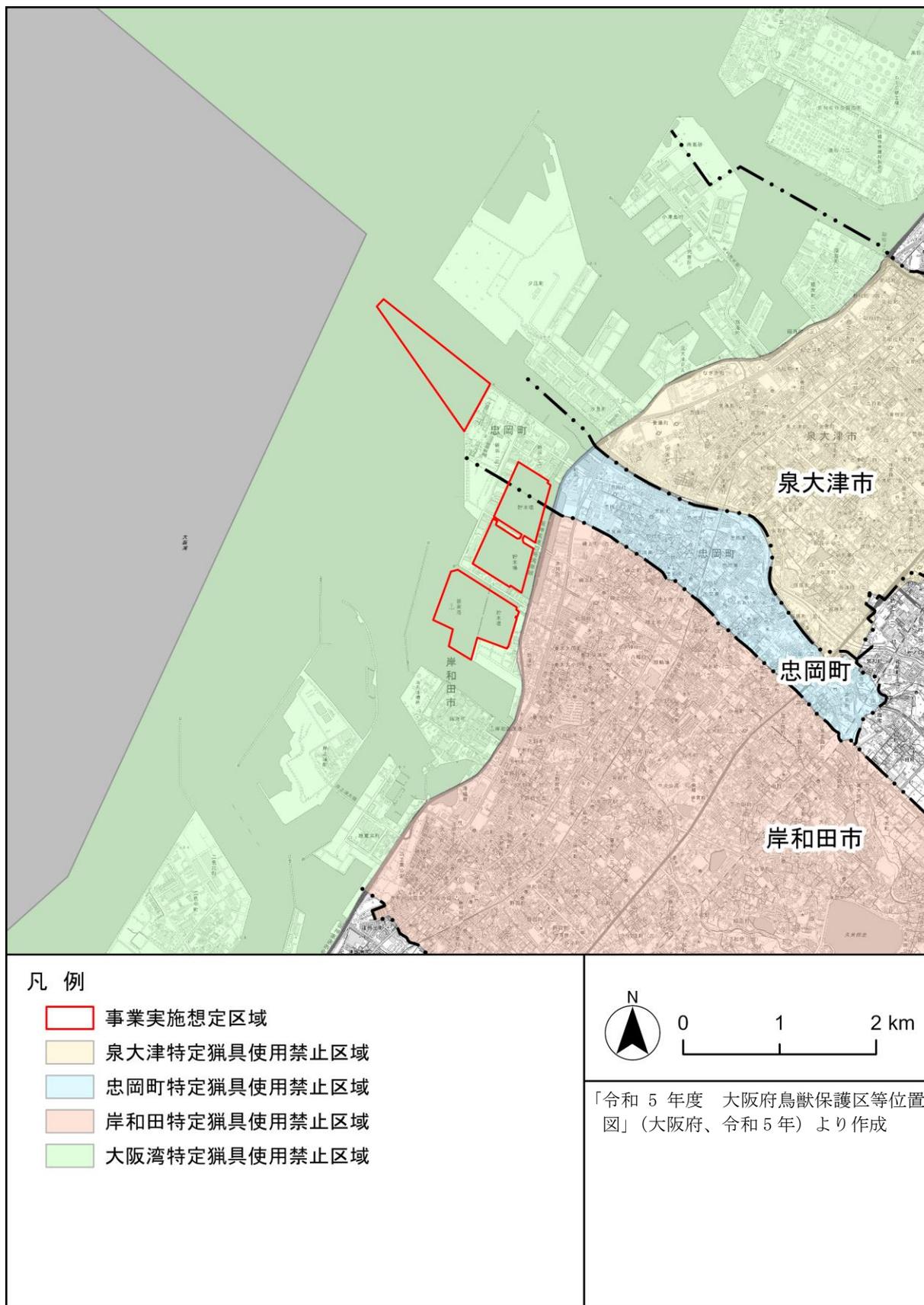


図 3.2-8 鳥獣保護区等の指定状況

2) 景観保全

① 都市計画法に基づく風致地区

事業実施想定区域周辺の「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区の指定状況は図 3. 2-9 のとおりである。

② 景観法に基づく景観計画により指定されている区域

事業実施想定区域周辺の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「大阪府景観計画」及び「岸和田市景観計画」による指定区域の状況は図 3. 2-10 のとおりである。

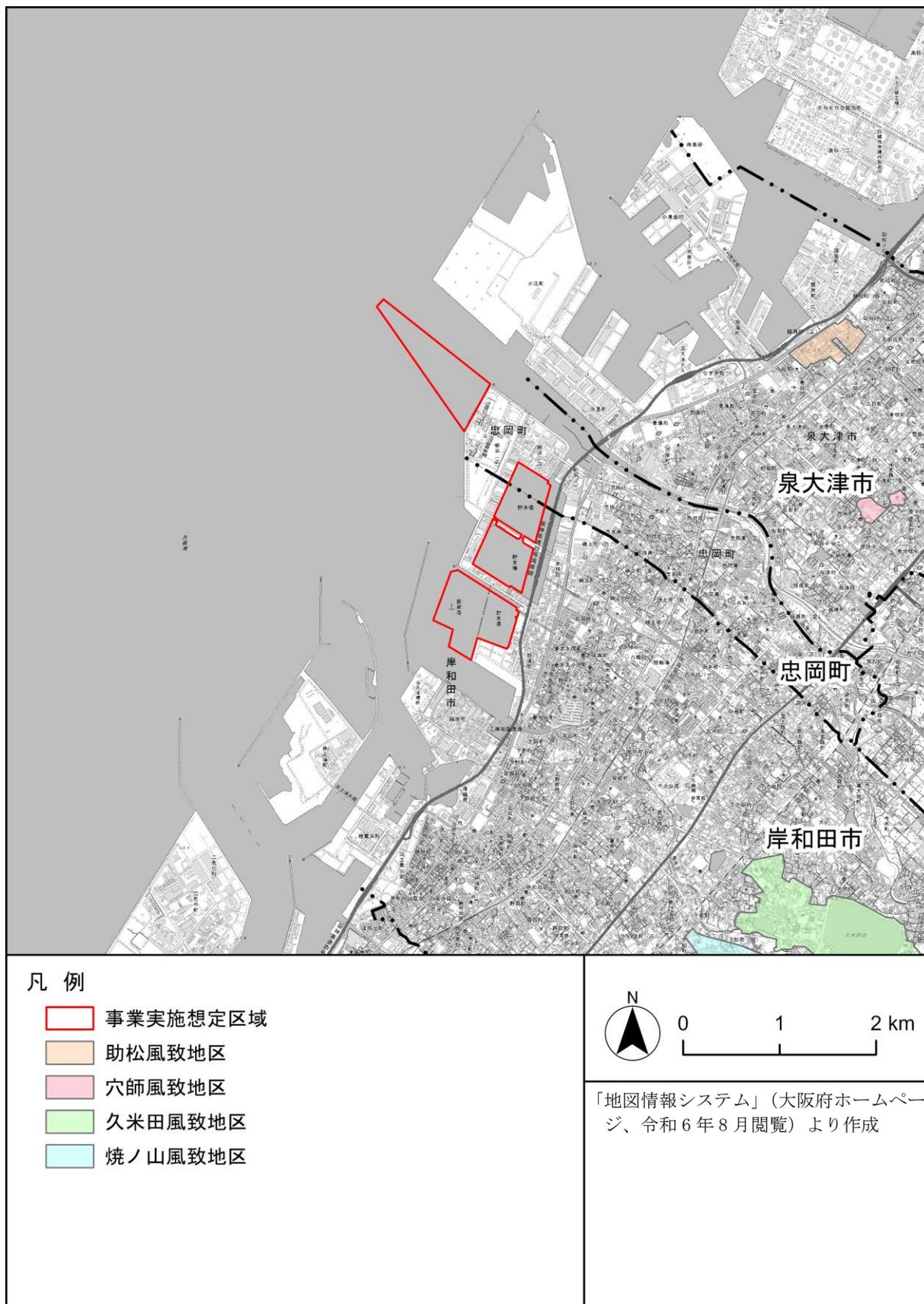


図 3.2-9 風致地区

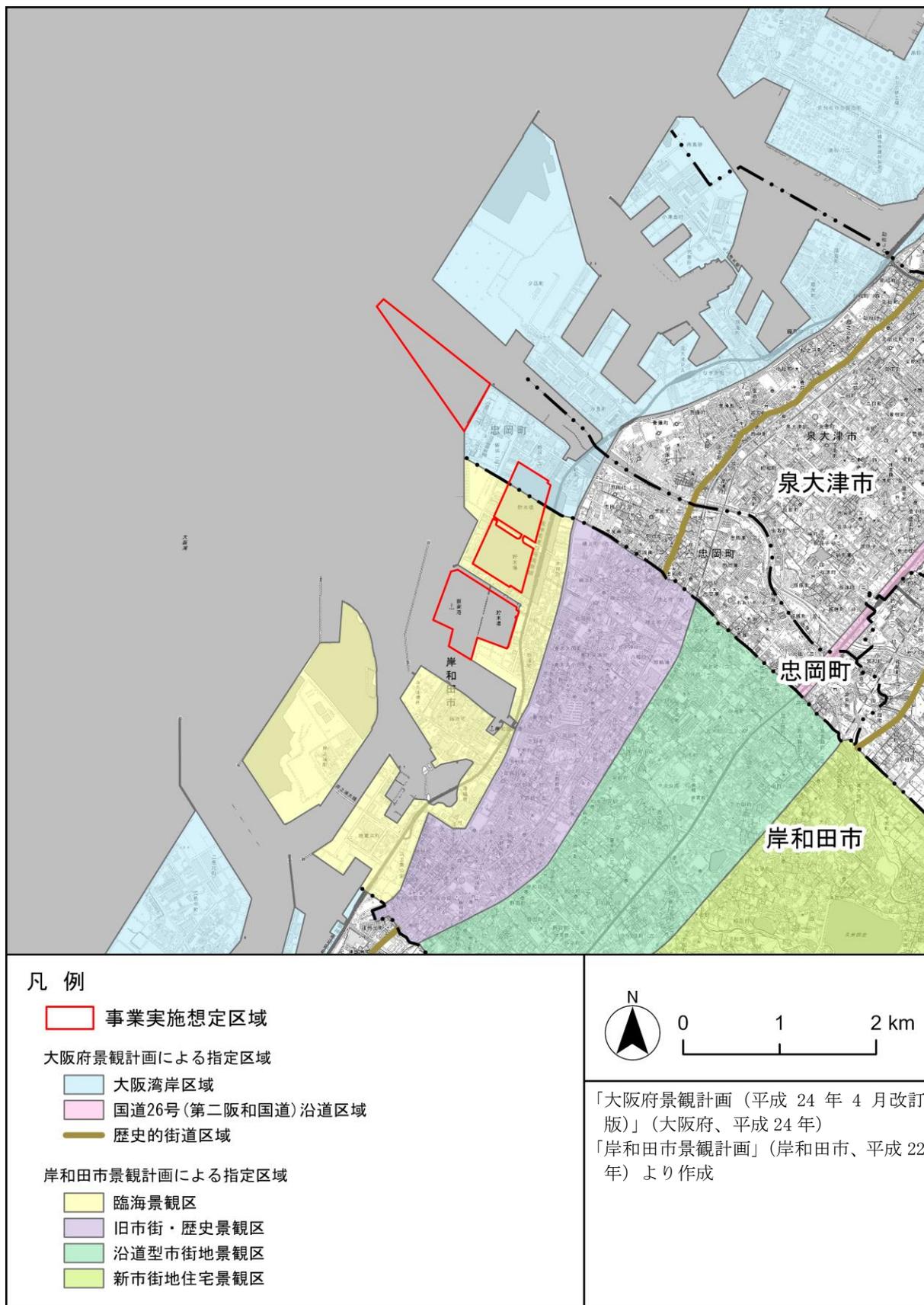


図 3.2-10 景観計画による指定区域の状況

3) 文化財保護

事業実施想定区域周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）、「泉大津市文化財保護条例」（平成 4 年泉大津市条例第 17 号）及び「岸和田市文化財保護条例」（平成 5 年岸和田市条例第 22 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物の指定状況は表 3.2-28 及び図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-28 事業実施想定区域周辺の文化財等

図中 番号	市・町	指定状況		種別	名称
1	泉大津市	市	指定	天然記念物	泉穴師神社のクスノキ大木群
2		市	指定	天然記念物	緑照寺のソテツ群植
3		市	市認定	史跡	ロシア兵墓地
4		市	市認定	史跡	粟神社跡
5		市	市認定	史跡	紀州街道
6		市	市認定	史跡	二田村境石造物群
7		市	市認定	史跡	伯太藩渡辺家墓所
8		市	市認定	史跡	板原菅原神社跡
9		市	市認定	史跡	助松村境石造物群
10	忠岡町	府	指定	天然記念物	永福寺のびやくしん(いぶき)5本
11	岸和田市	国	指定	名勝	岸和田城庭園（八陣の庭）
12		府	指定	史跡	岸和田城跡
13		府	指定	史跡	久米田寺境内
14		府	規則指定	史跡	池田王子跡
15		府	規則指定	史跡・名勝	久米田池
16		市	指定	史跡	岸和田藩薬園跡
17		市	指定	史跡	岸和田城堺口御門跡
18		市	指定	史跡	紀州街道本町一里塚跡
19		市	指定	史跡	岸和田城防潮石垣跡
20		市	指定	史跡	岸和田藩校跡
21		市	指定	史跡	貝吹山古墳
22		市	指定	史跡	風吹山古墳
23		市	指定	史跡	女郎塚古墳
24		市	指定	史跡	無名塚古墳
25		市	指定	史跡	光明塚古墳
26		市	指定	史跡	志阿弥法師塚古墳
27		市	指定	史跡	岸和田藩主松平康重墓
28		市	指定	史跡	岸和田藩主岡部家累代の墓
29		市	指定	名勝	五風荘庭園
30		市	指定	天然記念物	円教寺の蘇鉄
31		市	指定	天然記念物	兵主神社社叢
32		市	指定	天然記念物	夜疑神社社叢

注：図中番号 8. 板原菅原神社跡の位置情報は公開されていない。

「大阪府内指定等文化財一覧表」（大阪府ホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）
「地図情報システム」（大阪府ホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）
「祭都 Navi きしわだ」（岸和田市ホームページ、令和 6 年 8 月閲覧）より作成

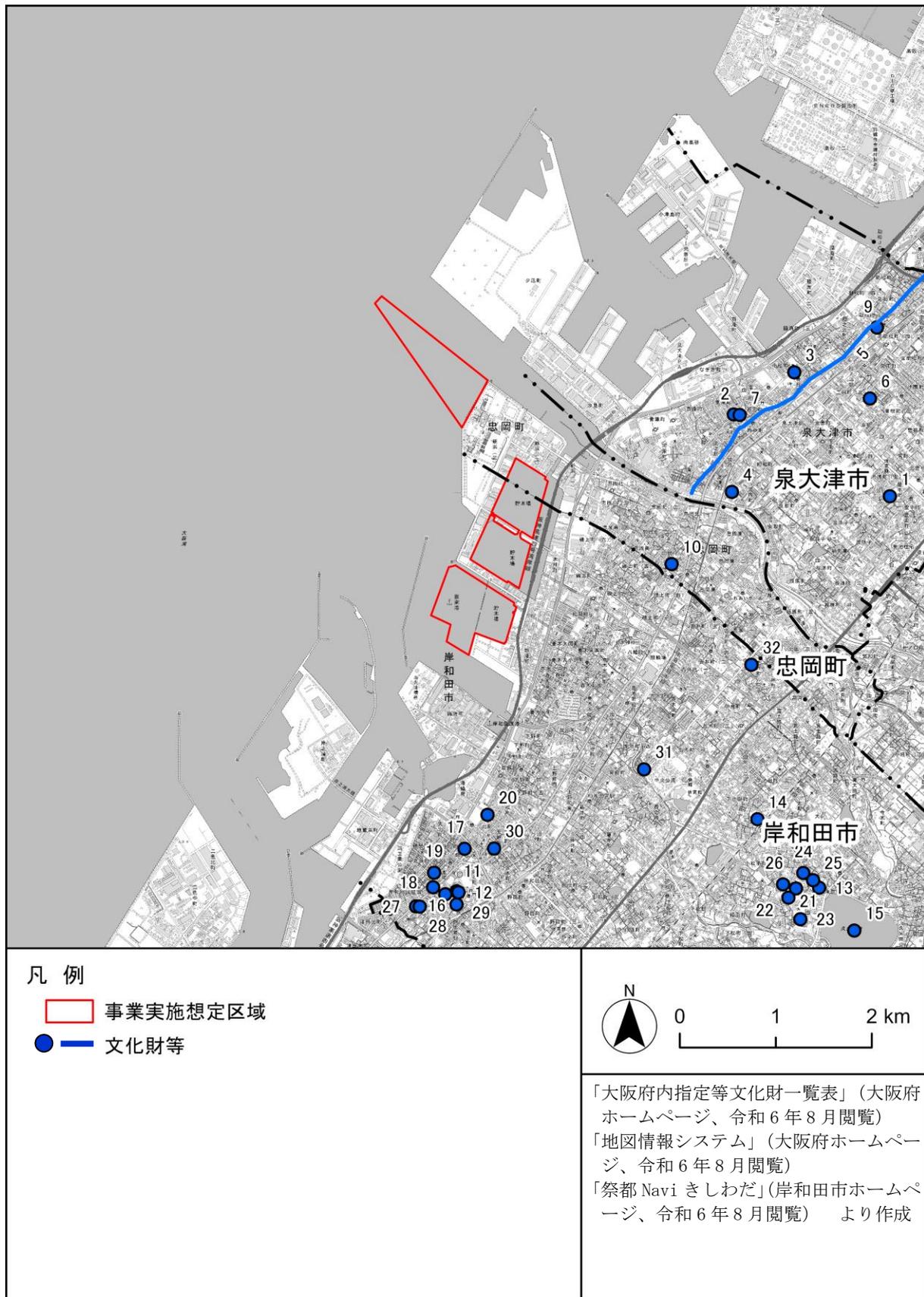


図 3.2-11 文化財等の状況

4) 国土防災

① 森林法に基づく保安林

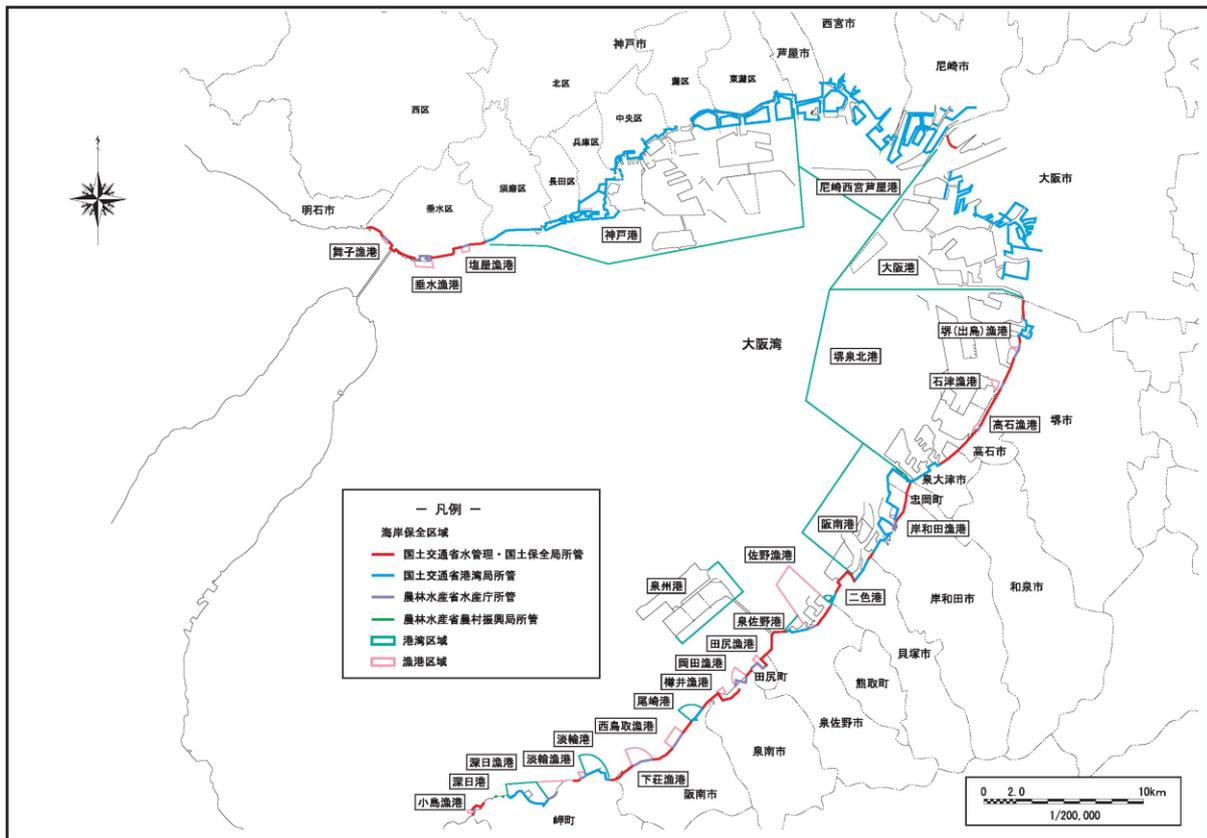
事業実施想定区域周辺に「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林は存在しない。

② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定区域

事業実施想定区域周辺に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく指定区域は存在しない。

③ 海岸法に基づく海岸保全区域

事業実施想定区域周辺の「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸保全区域の指定状況は図 3.2-12 のとおりである。



「大阪湾沿岸海岸保全基本計画(変更)」(大阪府・兵庫県、令和 3 年)より引用

図 3.2-12 海岸保全区域の状況